

泉南市
高齢者・障害者虐待防止ガイドライン

平成 25 年 4 月

泉南市

ごあいさつ

「人権の世紀」と言われる 21 世紀の今日において、すべての人がお互いに基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、様々な人権課題への関心を高め、理解を深めることが重要となっております。

一方で、いじめ、児童・高齢者・障害者虐待、女性への暴力など様々な形態で人権侵害が起こっており、大きな社会問題となっております。

このような時代背景から高齢者においては、平成 18 年 4 月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が、障害者においては平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

この二つの法律では、高齢者・障害者虐待防止に関しての理解を深め、虐待防止の様々な施策へ協力することが国民の責務として定められるとともに、虐待を発見したときには市町村への通報等が義務として位置づけられました。

また、市町村の責務としては、通報等を受けた場合の速やかな安全確保、通報等に係る事実確認などを行うこととされました。

虐待の態様や背景、要因は様々であり、その対応方法も多様できめ細やかな対応が求められます。場合によっては、通報・届出・相談を受けたときに、生命の危険に係る緊急性の判断やその対応を求められることも想定されます。

このような緊急時に、職員が冷静に対応し、高齢者・障害者の安全確保、福祉サービス等の支援の実施を適切に行うため、厚生労働省や大阪府のガイドラインを踏まえ、泉南市の地域性を考慮したうえで、虐待事案に対しての心構え、具体的な事務手続きの留意事項などを整理した「泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドライン」を策定いたしました。

今後は、市民、関係機関との連携により、高齢者・障害者を初めとして養護者への支援を含めた包括的な虐待防止を行い、「基本的人権が尊重される共生社会」の実現をめざし取り組んでまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本ガイドライン策定にご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

平成 25 年 4 月

泉南市長 向井 通彦

目 次

第Ⅰ部 ガイドラインの策定にあたって

第1章	ガイドライン策定の趣旨	2
1	ガイドライン策定の趣旨.....	2
2	ガイドライン策定の視点.....	3
3	虐待対応の基本姿勢.....	3
第2章	虐待の定義・現状等	5
1	高齢者虐待の定義.....	5
2	障害者虐待の定義.....	9
3	泉南市の現状.....	15

第Ⅱ部 高齢者虐待防止ガイドライン

第3章	養護者による高齢者虐待への対応	20
1	相談・通報・届出の受理.....	21
2	緊急性の判断と安全確保.....	22
3	事実確認・訪問調査.....	24
4	立入調査.....	27
5	ケース会議の実施.....	30
6	支援の実施.....	33
7	モニタリング・虐待対応の終結.....	42
第4章	施設従事者等による高齢者虐待への対応	44
1	担当課等への相談・通報等.....	45
2	担当課等による事実確認.....	46
3	ケース会議開催による援助方針の決定.....	47
4	担当課から大阪府への報告.....	48
5	老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使.....	48
6	大阪府による高齢者虐待の状況の公表.....	48

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン

第5章 養護者による障害者虐待への対応	50
1 相談・通報・届出の受理.....	51
2 緊急性の判断と安全確保.....	54
3 事実確認・訪問調査.....	56
4 立入調査.....	59
5 ケース会議の実施.....	62
6 支援の実施.....	65
7 モニタリング・虐待対応の終結.....	76
第6章 施設従事者等による障害者虐待への対応	77
1 通報等の受付.....	78
2 担当課等による事実確認.....	79
3 ケース会議開催による援助方針の決定.....	80
4 担当課から大阪府（障がい福祉室生活基盤推進課 推進グループ）への報告.....	80
5 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使.....	81
6 大阪府による障害者虐待の状況の公表.....	81
第7章 使用者による障害者虐待への対応	82
1 通報等の受付.....	83
2 担当課・大阪府等による事実確認.....	85
3 ケース会議開催による援助方針の決定.....	85
4 大阪府（障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ）への通知.....	86
5 都道府県から都道府県労働局への報告（参考）.....	86
6 都道府県労働局による対応（参考）.....	87
7 市や大阪府による障害者支援.....	87
8 使用者による障害者虐待の状況の公表.....	88

第Ⅳ部 資料編

1 高齢者虐待・障害者虐待に係る主な通報先一覧.....	89
2 高齢者虐待・障害者虐待対応に係る様式集.....	90

第 I 部

ガイドラインの策定にあたって

第1章 ガイドライン策定の趣旨

1 ガイドライン策定の趣旨

私たちの周りでは、高齢者や障害者の尊厳を傷つける様々な虐待が発生しています。

厚生労働省の調査によると、高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は、調査が開始された平成18年度から増加を続け、平成23年度では16,599件となっています。また、障害者に対する虐待の事案も増加を続けています。

泉南市においても、高齢者や障害者に対する虐待の事案及び虐待と疑わしき事案が発生しており、事案ごとに養護者や各関係機関等の協力をいただきながら解決策を協議し、対応を行っています。

今後、高齢化社会の進展等の社会情勢の変化によって、虐待に関する事案及び虐待と疑わしき事案については増加が予測されており、担当課内・関係機関等において、それらの事案について、よりきめ細やかな対応策を作成し、地域住民をはじめ市内の幅広い層に対し、対応策についての理解と共有を深めていくことが必要です。

併せて、障害者本人の加齢による体力・機能の衰えにより、今までとは異なる支援、健康管理や医療、介護、さらには地域生活への支援の重要性が増していくことが予測されます。

このような現状の中、本人の権利擁護支援について、その重要性が増すと考えられ、特に虐待への支援対策については、高齢者、障害者の基本的人権が尊重される共生社会の実現に向け、人的、または施設等の社会的資源の連携及び協力体制の強化が重要となります。

今後、高齢者や障害者に対する虐待の事案及び虐待と疑わしき事案について適切な対応を行い、高齢者や障害者が、社会の一員としてより安心して暮らすことができるまちづくりをめざすためには高齢者虐待、障害者虐待について包括的な視点をもった取り組みが求められています。

「①虐待を未然に防止する」ため、「**②万が一虐待があった際に、速やかな解決を図る**」ために行政・関係機関・地域の役割分担・実行策を定め、「**虐待がなく、高齢者や障害者が地域の見守り・支え合いのなかで生き活きと輝く泉南市**」をめざすため、今回の泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインを策定しました。

《高齢者虐待防止月間・障害者虐待防止月間を制定します。》

今回のガイドラインの策定にあわせ、高齢者虐待や障害者虐待に対する認識を高め、虐待に対し、他人事ではなく、一人ひとりの問題として行動できるまちづくりをめざし、各種取り組みを集中的に推進する「高齢者虐待防止月間」「障害者虐待防止月間」を制定致します。両防止月間ともに毎年9月とします。

2 ガイドライン策定の視点

泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインについては、次の4つの視点から策定を行いました。

- (1) 高齢者や障害者の権利や利益を守り、本人が尊厳を持って安心して生活を送ることができるまちをつくる
- (2) 家庭、施設での高齢者虐待や障害者虐待の防止に向け、地域全体で取り組む
- (3) 虐待防止のため、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や障害者、養護者や家族に対する支援を行う体制の構築をめざす
- (4) 高齢者虐待や障害者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として地域をあげて取り組む

3 虐待対応の基本姿勢

(1) 高齢者や障害者本人の権利擁護を最優先する

高齢者虐待や障害者虐待への対応に当たってまず最優先すべき事柄は、虐待を受けている高齢者や障害者本人（以下「本人」とします。）の権利を擁護し、人として尊厳のある暮らしが実現されるようにすることです。

虐待によって本人の生活に現に支障が生じている事実に着目し、この状態を改善することが最も優先されるべき事項です。

(2) 本人の意思の確認・尊重を行う

高齢者虐待や障害者虐待においては、暴力を受けたり無視され続けたりすることにより、本人が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状態を理解し、本人の言葉、表情、身振りなどから、できる限り本人の意思や思いを確認するなど、本人の自己決定の支援に努めます。

対応方針の検討・選択に当たっては、本人の意思を確認してそれを最大限に尊重できるようにしていきます。その際、本人の意思を表面的に捉えるだけでなく、本人との信頼関係を構築していく中でその真意を確認していくことに留意します。

(3) 個人情報・プライバシーに配慮する

高齢者虐待や障害者虐待では、非常に繊細な事案を扱うため、支援に当たる関係者は、支援の過程で知った高齢者や障害者本人及び家族等の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮する必要があります。

中でも、在宅における高齢者虐待や障害者虐待への対応では、どうしても家族関係や家族内の問題など、本来私的な領域である部分に関わっていくこととなりますので、個人情報やプライバシーの保護については、取り扱い等を徹底していきます。

(4) 本人の安全確保を最優先する

高齢者虐待や障害者虐待に関する通報等においては、対応は一刻を争う本人の生命に関わるような緊急的な事態が起こることも予想されます。

また、本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、本人の安全確保を最優先するために、入院や措置入所などの緊急保護を実施する場合があります。

このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップを行うようにします。

(5) 関係機関の連携・協力による対応と体制を構築する

高齢者虐待や障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、認知症や障害等に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては本人や養護者の生活を支援するための様々な制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら本人及び養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応するようにします。

(6) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチを行う

住民に認知症及び高齢者虐待、障害及び障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ると共に、高齢者や障害者の支援に関係する機関や団体との連携・協力関係を構築し、虐待が発生する要因を取り除くなど、高齢者虐待や障害者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みを行います。

また、本人及びその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

介護サービス事業所等、障害者福祉サービス事業所等は、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図るなど、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取り組みを進めることが必要です。

行政としても、虐待に関する研修や啓発の普及等により、これらを支援していきます。

第2章 虐待の定義・現状等

1 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいいます。

高齢者に対する虐待は高齢者の基本的人権の尊厳を害するものであり、高齢者の自立と社会参加を促進するにあたり、高齢者虐待の防止を図ることは極めて重要です。

(1) 高齢者虐待防止法の成立

高齢者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成17年11月1日、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」とします。）が成立し、平成18年4月1日から施行されました。

(2) 高齢者虐待の定義等

① 高齢者の定義

高齢者とは「65歳以上の者」と定義しています。（高齢者虐待防止法第2条第1項）

② 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定義しています。（高齢者虐待防止法第2条第3項）

なお、「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「施設」または「事業」に従事する者をいいます。（高齢者虐待防止法第2条第5項）

●表：高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

法規定	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

資料：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
(平成18年4月：厚生労働省 老健局)

第I部 ガイドライン策定にあたって

第2章 虐待の定義・現状等

1 高齢者虐待の定義

③高齢者虐待の類型

高齢者虐待とは、養護者や養介護施設従事者等による次のいずれかに該当する行為をいいます。(高齢者虐待防止法第2条第4項・第5項)

●表：虐待の種類

虐待の種類	行為等	具体的な例
身体的虐待	暴力等によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	○平手打ちする ○つねる ○殴る・蹴る ○無理矢理食事を口に入れる ○やけど、打撲にさせる ○ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に投与するなどして、身体拘束、抑制をする 等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること	○排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどすることにより、高齢者に恥をかかせる ○怒鳴る・罵る・悪口を言う ○侮辱を込めて、子どものように扱う ○高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
養護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	必要な福祉サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者を衰弱させること	○入浴しておらず、異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ○水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境のなかで生活させる ○高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相当の理由なく制限したり使わせない 等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること	○日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ○本人の自宅等を本人に無断で売却する ○年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する 等
性的虐待	本人が同意していない、性的な行為やその強要	○排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する ○キス・性器への接触、性的行為を強要する 等

●表：泉南市での事例（平成23年度事案より抜粋）

分類	被虐待者	虐待者	内容
身体的虐待 心理的虐待	女性	男性（夫）	被虐待者本人に、認知症による言動の混乱あり。お酒を飲むと虐待者が本人に対して暴力・暴言をふるわれた。
ネグレクト	男性	男性（息子）	息子との二人暮らし。日中独居。もの忘れ・徘徊等の認知症状あり。訪問すると室内乱雑、服装のみだれあり入浴もできていない様子であった。
経済的虐待	男性・女性 (夫婦)	女性（娘） 男性（孫）	被虐待者夫婦とも認知症があり金銭管理が難しくなっている。娘や孫の生活費にお金をつぎ込んでいるようで、生活費がほとんどない。食べる物は米しかなく、年金が入るまで生活費が苦しい状況となった。

(3) 関係機関等の具体的な役割

高齢者虐待防止法では、国及び地方公共団体、国民、養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者（以下「高齢者の福祉に職務上関係のある者等」という。）の責務について、次のとおり規定しています。

（高齢者虐待防止法第3条、第4条・第5条）

■国及び地方公共団体の責務

- ・ 関係機関及び民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努める。
- ・ 高齢者虐待に携わる専門的人材の確保及び研修等による当該職員の資質向上に努める。
- ・ 高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行う。

■国民の責務

- ・ 高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
- ・ 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力を努める。

■高齢者の福祉に職務上関係のある者等の責務

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
- ・ 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動ならびに虐待を受けた高齢者保護のための施策協力を努める。

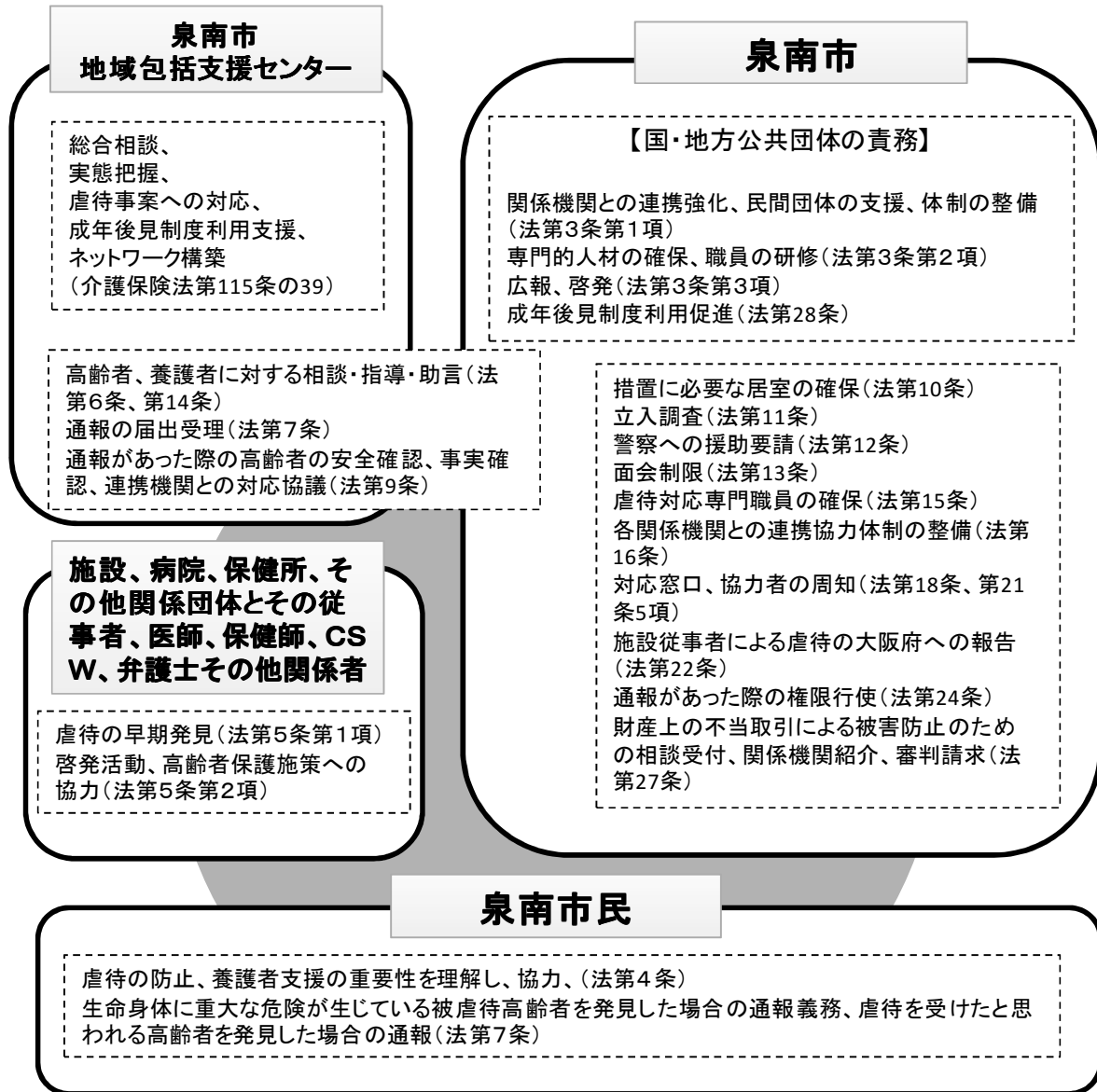
第I部 ガイドライン策定にあたって

第2章 虐待の定義・現状等

1 高齢者虐待の定義

関係機関等の具体的な役割については、下記の図の通りです。

●図：関係機関等の具体的な役割



2 障害者虐待の定義

障害者虐待とは、障害者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいいます。

障害者に対する虐待は障害者の基本的人権の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」とします。）が成立し、平成24年10月1日から施行されました。

(2) 障害者虐待の定義等

① 障害者の定義

障害者虐待防止法において障害者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

（障害者虐待防止法第2条第1号）

●表：障害者虐待防止法に定める「障害者」について（例）

具体的な例
<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳の交付を受けている者・療育手帳の交付を受けている者・判定機関によって知的障害があると判定された者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者・統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんの診断を受けている者・発達障害の診断を受けている者・高次脳機能障害の診断を受けている者・難病に起因する障害がある者・障害年金を受給している者
等
<p>【参考：障害者基本法第2条（一部抜粋）】</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

②障害者虐待の定義

障害者虐待とは、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」と定義しています。

(障害者虐待防止法第2条第2項)

障害者福祉施設従事者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とします。）等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義しています。

(障害者虐待防止法第2条第4項)

使用者とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他労働者に関する事項について事業主のために行為をする人が該当します。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

(障害者虐待防止法第2条第5項)

●表：障害者虐待における障害者虐待防止法の対象範囲

	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保険等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等を含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等を含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 (注1)			障害児相談支援事業所
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県)※			-	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)	改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県・市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県、市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県、市町村)	- 【特定疾患40歳以上】	【20歳まで】 (注2)	【20歳まで】	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県、労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)	
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県、市町村)	-	-			

今回のガイドラインの主な対象
 今回のガイドラインで連携を深めていく範囲

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の対象にもなる。
 (注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
 (注2) 放課後等デイサービスのみ

③障害者虐待の種類

障害者虐待とは、養護者や障害者福祉施設従事者等及び使用者による次のいずれかに該当する行為をいいます。（障害者虐待防止法第2条第6項・第7項・第8項）

●表：虐待の種類

虐待の種類	行為等	具体的な例
身体的虐待	暴力等によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> ○平手打ちする ○つねる ○殴る・蹴る ○無理矢理食事を口に入れる ○やけど、打撲にさせる ○熱湯をかける ○煙草で火傷を負わせる ○身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける・医療的必然性に基づかない投薬によって動きを制限する・ミトンやつなぎ服を着せる・部屋に閉じ込める・施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等） ○適切な装備や休憩を与えずに、著しく寒冷・暑熱等の場所、危険・有害な場所での作業を強いる 等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどすることにより、障害者に恥をかかせる ○怒鳴る・罵る・悪口を言う ○侮辱を込めて、子どものように扱う ○障害者が話しかけているのを意図的に無視する 等
養護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	必要な福祉サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、障害者を衰弱させること	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴しておらず、異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ○水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境のなかで生活させる ○病気やケガをしても受診させない ○必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ○養護者・養護者以外の同居人、施設の利用者、企業その他労働者による身体的虐待や、性的虐待等を放置する 等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ○本人の自宅等を本人に無断で売却する ○年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する ○障害者であることを理由に、最低賃金未満の賃金支払いを行う <ul style="list-style-type: none"> ※都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金 ○障害者であることを理由に、賃金・休業手当・割増賃金・賞与・退職金等を支払わない <ul style="list-style-type: none"> ※なお、障害者であることを理由とする賃金不払い等の労働基準法違反事案は、使用者による障害者虐待（経済虐待）に該当しますが、障害者以外の労働者も含めた賃金不払い等の労働基準法違反事案については、障害者虐待には該当しません 等
性的虐待	本人が同意していない、性的な行為やその強要	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○キス・性器への接触、性的行為を強要する ○本人の前でわいせつな言葉を発する・会話をする ○わいせつな映像を見せる 等

(3) 関係機関等の具体的な役割

①国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法においては、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備（障害者虐待防止法第4条第1項）
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等（障害者虐待防止法第4条第2項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（障害者虐待防止法第4条第3項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（障害者虐待防止法第42条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（障害者虐待防止法第44条）

また、市町村の役割としては、市町村障害者虐待防止センターを設置又は委託し、その周知を図るとともに、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待についての通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議等を行うこととなっています。

②国民の責務

国民の責務として、障害者虐待防止法第5条において、国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。

③保健・医療・福祉等の関係者の責務

保健・医療・福祉等の関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（障害者虐待防止法第6条第2項）。同項では、以下の関係者が規定されています。

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者等

これらの関係者は、それぞれの管轄機関等への虐待の報告、虐待対応への協力等、国及び地方公共団体が講ずる障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならないとされています（障害者虐待防止法第6条第3項）。

さらに、次に挙げる関係者については、それぞれの責務が規定されています。

●表：関係者の責務

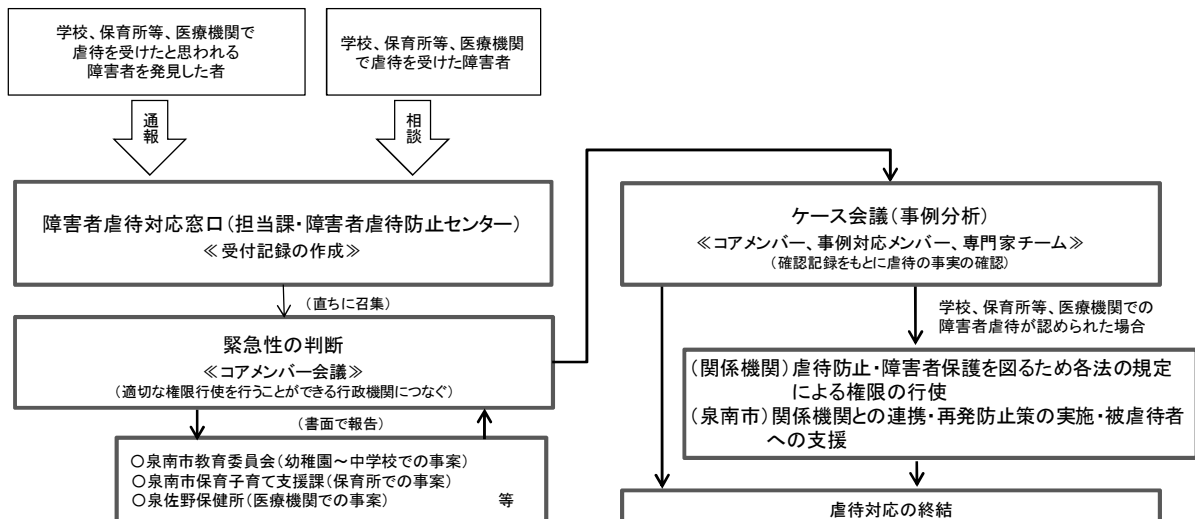
関係者の身分等		責務
障害者虐待防止法の「障害者虐待」の定義に含まれる関係者	障害者福祉施設の設置者等	障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置 (障害者虐待防止法第15条)
	使用者	労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置 (障害者虐待防止法第21条)
障害者虐待防止法の「障害者虐待」の定義に含まれない関係者※	学校の長	教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置 (障害者虐待防止法第29条)
	保育所等の長	保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置 (障害者虐待防止法第30条)
	医療機関の管理者	医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置 (障害者虐待防止法第31条)

※ただし、それぞれの施設に関して、障害者に対する虐待の通報等があった際には、被虐待者の対応の主たる窓口である市への通報・連携及び関係機関等につなぐ等の対応を行うなど、虐待防止に向けた対応を行わなければならない。

●表：障害者虐待防止法に定める「障害者福祉施設従事者等」「使用者」の定義（詳細）

用語	定義
障害者福祉施設従事者等	障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されている。具体的には、障害者支援施設、居宅介護・就労移行支援・共同生活援助などの障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業などである。基準該当事業所に従事する者も該当する。
使用者	「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されている。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主、船員職業安定法における船員派遣を受け入れる事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。 また、「使用者」とは、部長、課長等の形式にとらわれることなく、労働者に関する事項(人事、給与、厚生、労務管理など労働条件の決定や業務命令の発出、具体的な指導監督等)について、実質的に一定の権限を与えられている者を指し、単に上司の命令の伝達者にすぎない場合は使用者とはみなされない。

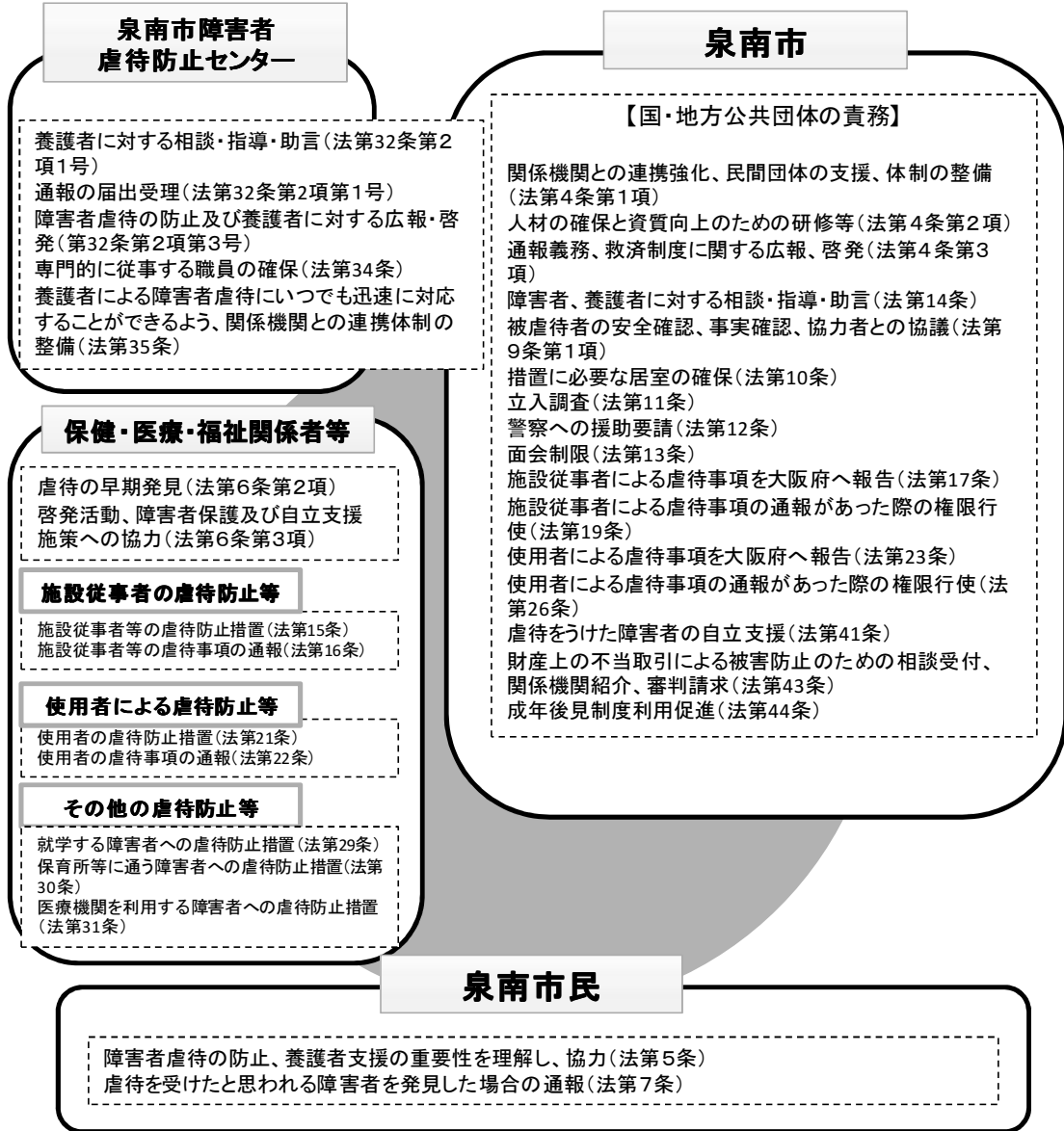
●図：学校、保育所等、医療機関における障害者虐待対応の流れ



第I部 ガイドライン策定にあたって
 第2章 虐待の定義・現状等
 2 障害者虐待の定義

関係機関等の具体的な役割については、下記の図の通りです。

●図：関係機関等の具体的な役割



3 泉南市の現状

(1) アンケート調査による泉南市の現状

ガイドライン策定の基礎調査として、アンケートを実施いたしました。

①調査の概況

実施期間：平成24年10月1日～平成24年10月12日

調査対象と回収結果：下記の通りです。

・本人向け調査（20歳以上の泉南市民）

調査票配布数	回収数	回収率
505	166	32.9%

・養護者及び事業従事者（高齢者や障害者を養護する方、及び施設従事者）

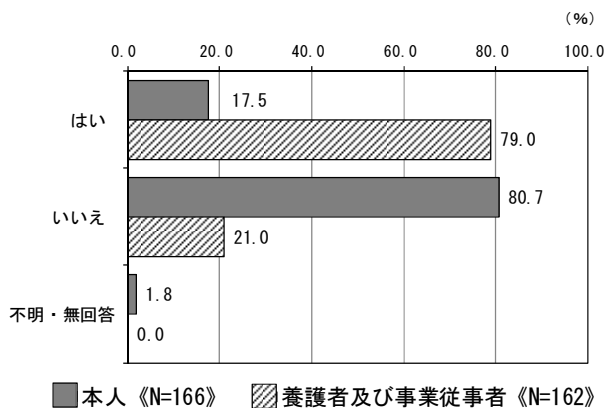
調査票配布数	回収数	回収率
198	162	81.8%

②調査の概要

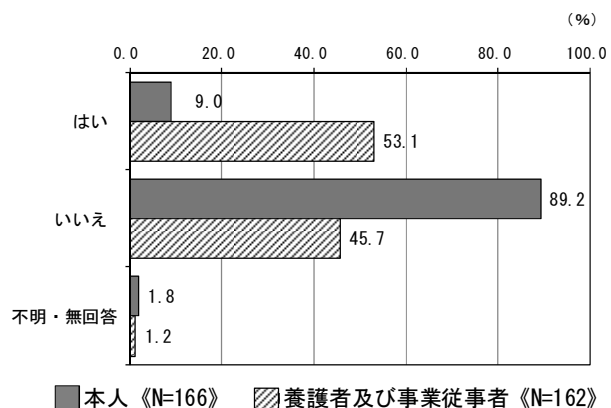
【高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法に関する認知度】

本人調査については、ともに「いいえ（知らない）」への回答が80%を越える結果となりました。虐待に関する知識・理解の普及啓発とあわせ、虐待への対応の根拠となる高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の周知が重要であると考えられます。

《高齢者虐待防止法が施行されたのを知っているか》



《障害者虐待防止法が施行されたのを知っているか》



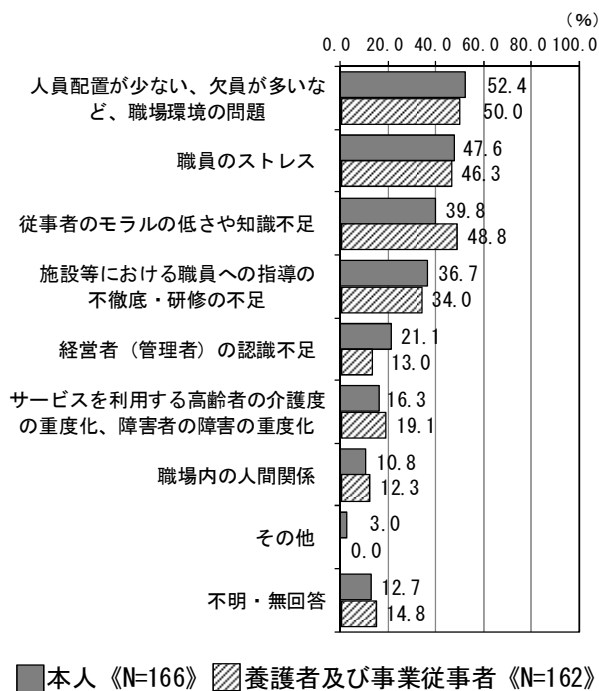
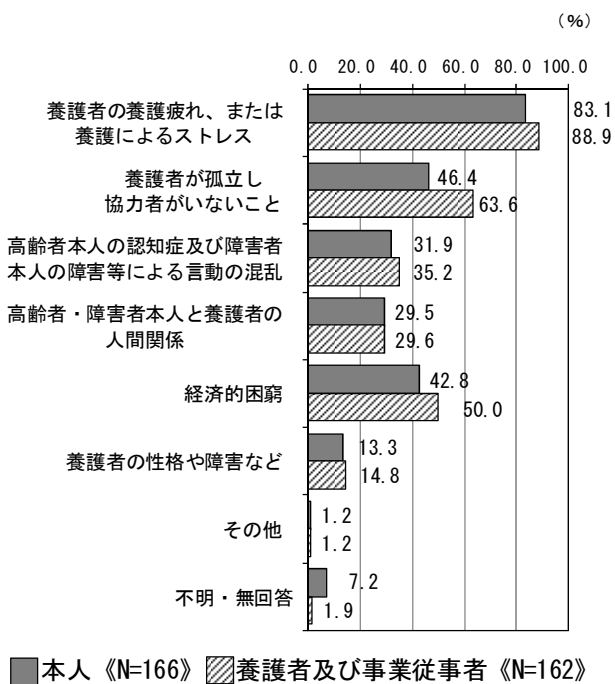
【虐待が起きる原因】

家庭で高齢者・障害者虐待が起きる原因についてうかがったところ「養護疲れ、または養護によるストレス」への回答が最も高い結果となりました。虐待の防止、虐待がおこった際の対応については、被虐待者のケアはもちろんのこと、養護者に対する支援も重要であることが考えられます。

介護保険施設や障害者福祉施設において虐待が起きる原因についてうかがったところ「職場環境の問題」「職員のストレス」「従業員のモラルの低さや知識不足」が上位の回答となりました。職員の研修や、ストレスの少ない職場環境づくりなど、各施設が一体となって虐待防止に取り組むことができるよう支援することが重要であると考えられます。

《家庭で高齢者・障害者虐待が起きる原因》

《介護保険施設や障害者福祉施設で
 高齢者・障害者虐待が起きる原因》

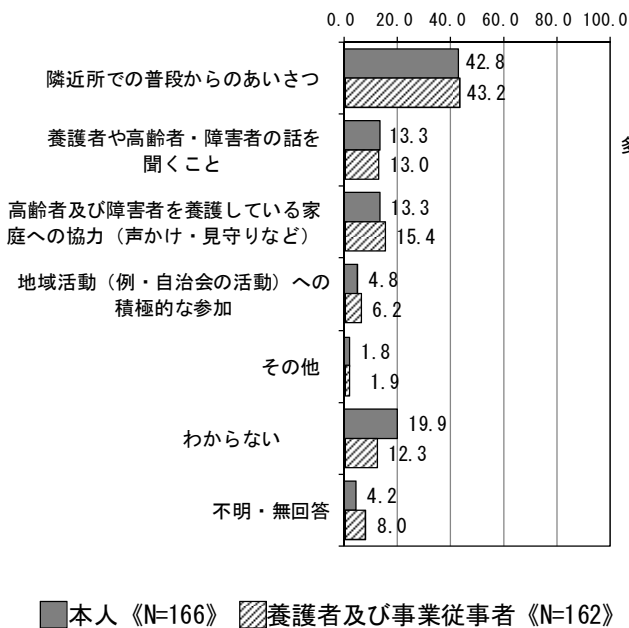


【虐待防止のため、地域で心がけること・市に望むこと】

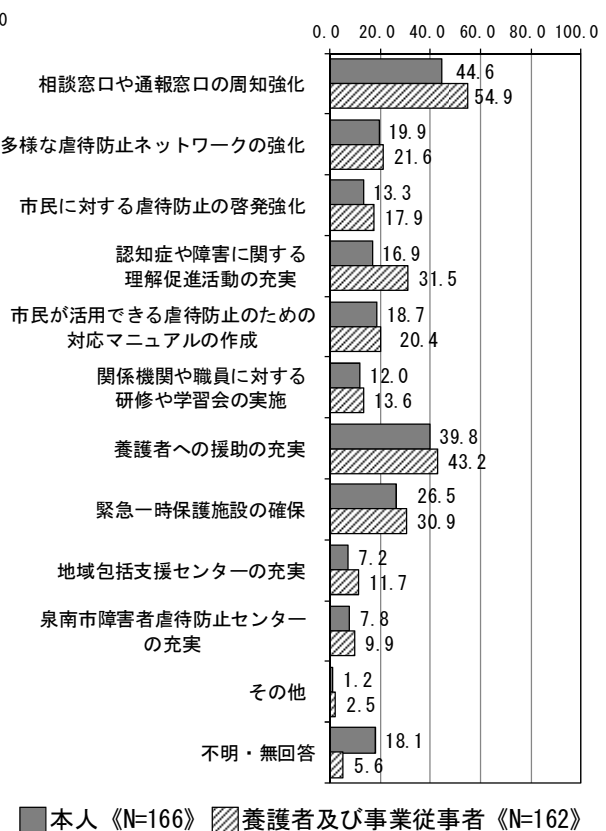
虐待防止や早期発見のため、日常生活のなかで心がけることについてうかがったところ「隣近所での普段からのあいさつ」が最も高い結果となりました。高齢者虐待や障害者虐待の問題を誰もが見過ごさず、一人ひとりの問題として地域をあげて取り組むためには、まずは身近なところからの取り組みが重要であると考えられます。

また、高齢者・障害者虐待をなくすため、泉南市に望むことについてうかがったところ「相談窓口や通報窓口の周知強化」「要援護者への援助の充実」が上位の回答となりました。虐待を未然に防止するため、「虐待について地域住民や高齢者や障害者本人、養護者等が身近に相談できる体制づくり」が重要であると考えられます。

《虐待防止や早期発見のため、日常生活のなかで心がけること》



《高齢者・障害者虐待をなくすため、泉南市に望むこと》



【総括】

アンケート調査の結果、虐待のないまちづくりには「高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の周知」「虐待について気軽に相談できるコミュニティづくり」「要援護者への支援の充実」が特に重要であるとの結果が出ました。この3点については策定の視点をはじめ、ガイドライン全体を貫く重要な視点として反映をしています。

【参考-虐待チェックリスト（市民用）】

チェック欄	サイン例	チェック欄	サイン例
《身体的暴力による虐待のサイン》		《経済的暴力による虐待のサイン》	
	身体に小さな『傷』が頻繁にみられる		年金や財産収入等があることは明白なのに、「お金がない」と訴える
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等に『傷』や『みみず腫れ』がみられる		「自由に使えるお金がない」と訴える
	様々な段階の回復状態にある『傷』や『あざ』等がある		経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	頭、顔、頭皮等に『傷』がある		お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	臀部や手のひら、背中等に『やけど』や『やけどの跡』がある		資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
	急におびえたり、恐ろしがったりする		「預貯金が知らないうちに引き出された」、「通帳が取られた」と訴える
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある	《性的暴力による虐待のサイン》	
	『傷』や『あざ』の説明の辻褄が合わない		不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに対して躊躇する		肛門や性器からの『出血』や『傷』がみられる
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、辻褄が合わない		生殖器の痛み、かゆみを訴える
《心理的障害を与える虐待のサイン》			急におびえたり、恐ろしがったりする
	『かきむしり』、『噛み付き』、『ゆすり』等が見られる		人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える		主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに対して躊躇する
	身体を萎縮させる		主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、辻褄が合わない
	『おびえる』、『わめく』、『泣く』、『叫ぶ』等の症状がみられる		睡眠障害がある
	食欲の変化が激しく、摂食障害（拒食、過食）がみられる	《家族の状況に見られるサイン》	
	自傷行為がみられる		高齢者や障害者（以下、本人）に対し『冷淡な態度』や『無関心さ』がみられる
	『無力感』、『あきらめ』、『投げやり』な様子になる		本人の世話や養護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
《養護・世話の放棄・放任（ネグレクト）のサイン》			他人の助言を聞き入れず、不適切な養護方法へのこだわりがみられる
	居住部屋、住居が極めて不衛生。また、異臭を放っている		本人の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している		本人に対して過度に乱暴な口の利き方をする
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる		経済的に余裕があるように見えるのに、本人に対してお金をかけようとししない
	汚れたままの下着を身につけるようになる		保健、福祉の担当者とう会うのを嫌うようになる
	かなりの褥創ができはじめている	《チェックリストの使い方》 虐待が疑われる状況（サイン）として、表のようなものがあげられます。複数の項目に当てはまる場合、疑いがそれだけ濃いと判断できます。ただし、これらはあくまで例示ですので、このほかにも様々なサインがあることに注意してください。	
	身体からかなりの異臭がし始めている		
	適度な食事を準備されていない		
	不自然に空腹を訴える場面が増え始めている		
	栄養失調の状態にある		
	疾患の症状が明白であるにもかかわらず、医師の診断を受けていない		

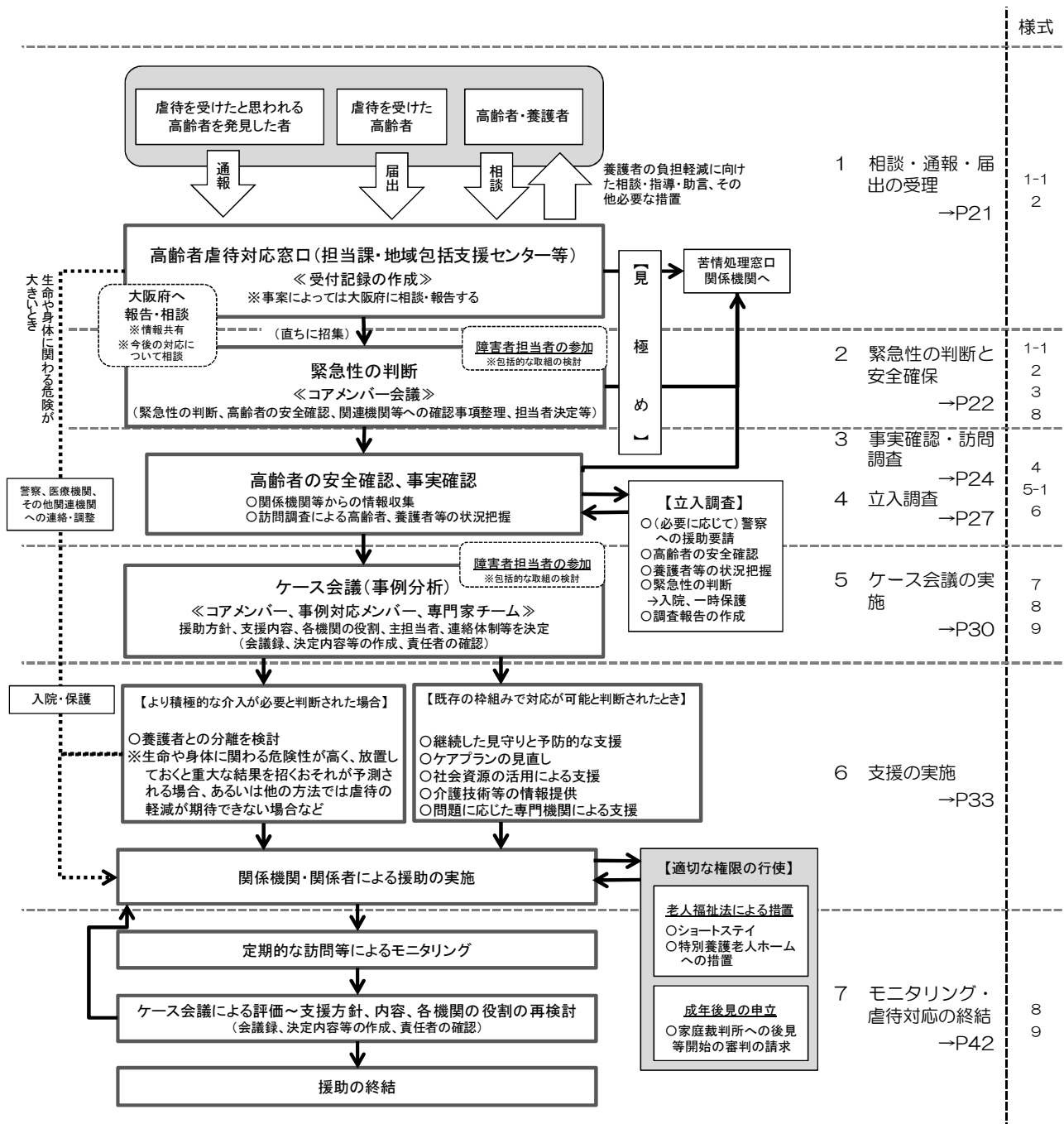
第Ⅱ部

高齢者虐待防止ガイドライン

第3章 養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待への対応については、下記の図の流れになります。

《養護者による高齢者虐待への対応の流れ》



1 相談・通報・届出の受理

(1) 通報・届出の窓口

養護者による高齢者虐待に関する通報又は届出は、地域包括センター及び担当課が受理します。また、高齢者、家族、関係者等からの相談対応を行うなかで、高齢者虐待であると思われる事例があった場合は、通報・届出と同様に対応します。

(2) 受付記録の作成

高齢者虐待に関する通報・届出を受けた職員は、必要な情報を聞き漏らさないようにするため、帳簿や記録票等に基づいて、虐待の状況や高齢者・養護者の状況、通報者の状況など可能な限り詳細な情報を記録します。

緊急性の判断をはじめとした虐待対応は、この受付記録簿に基づいて行われます。できるだけ詳細で正確な情報を聞き取ることが、その後の適切な対応につながります。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	受付機関	各種書類への記載 ※相談受付シート（様式 1-1）・高齢者虐待リスクアセスメントシート（様式 2）	
2	市	緊急性の判断 ※高齢者虐待リスクアセスメントシートでイエローの判定が出た場合、緊急でコアメンバー会議を開くこと。	
3	市	レビュー台帳への登記	
4	受付機関 （市以外）	担当課への速やかな連絡 ※相談受付シート（様式 1-1）・高齢者虐待リスクアセスメントシート（様式 2）を送付	
5	市	大阪府へ報告・相談 ※大阪府との情報共有を行い、今後の対応について協議・調整を行うこと	
6	市	事前確認の調整 ※受付機関との情報共有を行い、調整を行うこと	

《相談・通報・届出受理時に確認すべき情報例》

項目	確認すべき項目	確認欄
①虐待の状況	虐待の具体的な状況（内容や程度）	
	緊急性の有無とその判断理由	
②高齢者本人の状況	高齢者本人の氏名、性別、年齢、要介護状態、利用しているサービス	
	関係機関	
③養護者の状況	氏名、性別、年齢、居所、高齢者本人との関係、職業	
④家族関係	家族関係	
⑤相談者（通報者）の状況	氏名、性別、年齢、居所、高齢者本人との関係、職業、匿名で扱う必要性、対応結果の連絡の必要性	

2 緊急性の判断と安全確保

(1) コアメンバー会議の開催

コアメンバー会議は、虐待の可能性や緊急性の判断を行い、その判断に基づいて当面の支援方針（支援内容・役割分担等）を決定するための担当課と地域包括支援センターの話し合いの場です。

コアメンバー会議の開催にあたっては、高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、障害者の担当者も会議に参加することとします。

コアメンバー会議の実施については、できるだけ48時間以内の開催が目安です。

事務局は担当課が行い、会議の進行や、高齢者虐待対応支援計画書（様式8）の作成を行います。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	コアメンバーの招集 ※担当課職員（管理職・担当者）、地域包括支援センター職員の招集を行う。 事例対応に置いて措置や立入調査といった緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。 ※高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、障害者の担当者も会議に参加することとする。 ※緊急性の判断をするために必要に応じ、大阪府への相談・報告及び府から専門家（医師、弁護士等）の派遣要請を求めることもある。	
2	市	大阪府へ報告・相談 ※大阪府との情報共有を行い、今後の対応について協議・調整を行うこと	
3	コアメンバー	コアメンバー会議の開催（虐待の可能性及び緊急性の判断） ※下記の項目について検討を行う。 ①情報共有 ・担当課、地域包括支援センターで収集した情報と、訪問調査で確認したこととの整理と、情報の共有を行う ②虐待の可能性の判断 ・虐待の可能性を判断する際には、高齢者本人や虐待に対する自覚の有無は問わない ・「養護者は一生懸命介護しているから」等の主観的な要素は外すこと ・事実確認によって得られた「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して判断する ③緊急性の判断 ・緊急性の判断にあたっては、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに総合的に判断し、判断した根拠を明確にする。 ・緊急性の判断は、高齢者虐待リスクアセスメントシート（様式2）等を使用し、総合的、客観的に判断する。	

手順番号	担当	手順	確認欄
4	コアメンバー	<p>コアメンバー会議の開催（支援方針・役割分担等の決定） ※虐待の可能性及び緊急性の判断を行った後に、下記の項目について対応方針を協議する。</p> <p>①役割分担・期限についての決定 ・今後行う対応や目標、役割分担や期限（評価日）についても協議、決定を行う。高齢者と養護者は利害が対立する場合が多いため、それぞれ別の担当者が対応を行うようにすること。</p> <p>②-i（緊急性があると判断した場合）保護・分離 ・早急に介入する必要があるため、可能な手段から適切なものを選択して介入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約による介護保険のサービス（ケアマネジャー及びサービス提供関係者、短期入所、施設入所等） ●やむを得ない事由等による措置（特養、養護、短期入所等） ●緊急一時保護（緊急ショートステイ） ●その他（心身の状況に応じて、医療機関への入院等） <p>いずれの場合も高齢者の安全の確認・保護を優先すること。</p> <p>②-ii（緊急性がないと判断した場合）在宅での集中的援助 ・緊急性が低く、保護の必要がない場合には、介護保険サービスを導入するなど、在宅での支援方針を立てる。状況の変化により保護が必要になると予測される場合には、どういう状況になったら保護をするのかを具体的に決めておく。</p> <p>②-iii（緊急性がないと判断した場合）在宅での継続的・総合的援助 ・虐待までには至っていないが、虐待が発生する危険性があり、高齢者や養護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する、介護が十分なおそれがある場合は、見守りを中心とした予防的な支援を行う。</p>	
5	市包括支援センター	<p>記録の共有 ※相談受付シート（様式1-1）、コアメンバー会議記録シート（様式3）、高齢者虐待支援計画書（様式8）については、当日コピーをとり、担当課・地域包括支援センター両者が共通で保管を行う。</p>	

《24時間体制の確立》

項目	確認すべき項目	確認欄
連絡体制の確立	連絡網の作成（連絡がつかない場合は次のメンバーに回すなどルールを作成）	
	宿直室との連携（連絡表の作成により、伝達の円滑化を図る）	
招集基準の作成	夜間・休日時であっても緊急時にコアメンバーの招集をかけることができるよう基準を作成	

《夜間・休日時におけるコアメンバー招致基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
招集基準① （緊急性の指標）	(i) 生命が危険な状態にさらされている (ii) 本人が保護救済を強く求めている (iii) 確認はできないが(i)(ii)の可能性が高い。	
招集基準② （招集の決定）	連絡を受けた担当課職員が、過去の事案等を勘案し、管理職（担当課長）の判断を仰いだうえで、メンバー招集を決定する。	

3 事実確認・訪問調査

相談、通報、届出に基づき、担当課と地域包括支援センターは連携し、高齢者の安全確認や養護者の状況確認などの事実確認を行います。事実確認は「庁内関係部署や関係機関等からの情報収集」「高齢者本人や養護者への訪問調査・指導」の2つの方法で行います。

事実確認の基本は、目視（実際に目で見る）及び面接（実際に高齢者や養護者等から話を聞く）を綿密に行うことです。

また、事実確認の調整と並行して、コアメンバー会議の日程調整を行います。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	庁内関係部署や関係機関等からの情報収集 ※庁内関係部署や関係機関等に必要な情報収集を依頼し、収集・整理を行う。	
2	市 包括支援センター	高齢者本人や養護者への訪問指導 ※担当課は地域包括支援センターに訪問調査の調整を行う。必要時には同行して対応する。地域包括支援センターは主に訪問調査と関係者からの聞き取りを行う。 ※原則として複数職員で対応する。 ※客観性を高めるために、事実確認チェックシート（様式4）を使用する。 ※緊急性が高いケースについては、立ち入り調査ややむを得ない措置が必要な場合が多いので、事実確認（訪問）を地域包括支援センターが担当課と同行のもとに行い、少なくとも2日（48時間）以内（できる限り24時間以内）に事実確認を行う。	
3	市	コアメンバー会議の日程調整	

《 庁内関係部署や関係機関等からの情報収集で収集する情報例（参考） 》

項目	確認すべき項目	確認欄
住民情報	家族全員の住民票（同居家族の把握）	
	戸籍による法的な家族関係	
介護保険	介護認定、介護保険サービス利用状況	
	身体状況、主治医の意見書	
保険年金	介護保険料段階、納付状況（経済状況の把握）	
	老齢基礎年金受給の有無	
	国民健康保険、後期高齢者医療の資格状況	
生活保護	保険料の納付状況、医療機関受診の有無	
	家族関係や生活歴	
障害福祉	高齢者・養護者の生活状況	
	障害認定	
保健分野	障害福祉サービス利用状況	
	健康状態・精神保健福祉相談歴の有無	
経済状況	高齢者・養護者の生活状況	
	公共料金の滞納状況	
民生委員	公営住宅家賃の滞納状況	
	近隣との関係、高齢者・養護者の生活状況	
医療機関（主治医）等	疾病名、診断状況及び治療計画	
	入院の有無、認知症の有無及び状況	

《訪問調査・指導で収集する情報》

項目	確認すべき項目	確認欄
居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	虐待の事実について	
	家族状況、家族の人間関係	
	高齢者・養護者の生活状況	
	介護サービス利用状況	
介護保険サービス事業所	虐待の事実について	
	サービス利用時の状況	
	高齢者・養護者の生活状況	
民生委員・近隣住民	高齢者・養護者の生活状況	
	近隣との関係	
医療機関（主治医） 等	疾病名、診断状況及び治療計画	
	入院の有無、認知症の有無及び状況	

《訪問調査・指導時に気を付けるポイント》

項目	確認すべき項目	確認欄
情報の確認	事前に収集した情報について、実際に目で見たり、高齢者や養護者の話を直接聞くなど、確認を綿密に行うこと。	
	「高齢者のお宅を訪問しています」等、事例に応じた理由を見つけて訪問を行い、「虐待」という言葉を使わず、虐待を疑っていることが養護者等に気づかれないようにすること。	
高齢者本人への面接	できる限り、高齢者と養護者は別々に面接を行うこと。まずは、高齢者本人の安否確認を行い、身体面・精神面の観察を行い、身体、生命に危険がないかどうかを観察すること。	
	高齢者は養護者の言動に左右されやすく、自分の意思を表明できないこともあるため、養護者のいない場所等で高齢者に会うなどすること。	
	高齢者本人の言動から虐待の状況や養護者に対する思いがわかる場合があるので、面接中の本人の細かな言動にも注意し、見過ごすことのないようにすること。	
虐待が認められた際の対応等	高齢者本人からの保護の求めがあれば、真摯に受け止め速やかに対応すること。	
	明らかに生命、身体に危険がある場合には、緊急に保護をする必要があることに留意すること。その場合には訪問している職員、待機している職員が連携し、迅速に分離保護を行う。衰弱が激しい、大けがをしているなど、明らかに医療を必要としている場合には、緊急搬送を行う。	

《緊急性が高いと思われる際の判断基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
身体の状態・けが等	頭部外傷（血腫、骨折の疑い）、腹部外傷、重度の褥そう	
	全身衰弱、意識混濁	
	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し	
	栄養失調	
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」などの発言、「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」等の発言	
	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す。	
養護者の態度等	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」などの訴えがある	
	虐待者が高齢者の保護を求めている、刃物、ピンなどの凶器を使った暴力や脅しがある。	

※上記の項目のうち、どれか一つでも確認された場合には、緊急性が高いと判断し、緊急保護の検討が必要である。

※上記項目にまったく該当しないケースでも、高齢者や養護者の心身の状況と生活状況、虐待の頻度や程度等を総合的に判断し、その事例や場面ごとに、緊急性の判断を行う必要がある。

第Ⅱ部 高齢者虐待防止ガイドライン

第3章 養護者による高齢者虐待への対応

3 事実確認・訪問調査

《介入拒否時の対応について》

- ・介入拒否を解消するために、まずは本人や家族の思いを受け止め、粘り強くかわることで信頼関係を築いていくことが必要である。
- ・高齢者が介入拒否の場合は、支援が必要な理由やその方法、今後の生活の見通し等を丁寧に説明することになるが、基本的には本人の意思を尊重することになる。
- ・家族や高齢者の介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体に重大な危機が懸念される場合は、適切な時期に立入調査を実施する。

項目	確認すべき項目	確認欄
高齢者本人や家族の 思いを理解・受容する	高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしないこと。まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。	
	「虐待者＝加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などで頑張ってきたことを評価し、ねぎらう。(傾聴・共感)	
	本人や家族の思いを理解・受容することによって、信頼関係を築き、何でも話しやすい関係性に結びつける。	
名目として他の目的 を設定して介入	虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。 例えば、介護保険の認定調査や配食サービス、調査（意識調査等）が考えられる。	
訪問や声かけによる 関係づくり	定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問するなど、声かけを行う。	
	訪問や声かけを通じて、時間はかかるが、細く長くかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡が取れたり、近隣から情報を聞けることがある。	
段階を踏みながら対応 の幅を広げる	いきなり虐待の核心に触れるのではなく、家族の困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。例えば、介護保険のサービス提供などで、家族の介護負担を軽減するところから始めるなど挙げられる。	
	虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でのアプローチをすることが有効である。	
キーパーソンの発掘 ・協力関係の構築	本人の意思決定を与える人を、家族や親族のなかから探し出し、その協力を得て援助を展開する。	
主たる支援者の見き わめ	主たる支援者と本人・虐待者の相性が良くない場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考えられる。	
	高齢者本人が医療機関を受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。	
緊急性が高い場合の 対応	緊急性が高いと判断された場合には、法的根拠に基づき支援を行う。	

4 立入調査

立入調査は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合、虐待を受けている高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査を行うことです。（高齢者虐待防止法第11条）

立入調査の実施にあたっては、必要に応じ、泉南警察署長に援助を求めなければなりません。その際は、「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」（様式5-1）を作成します。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	事前準備 ①実施のタイミング（時期）の確定 ②想定される複数の状況に対応するシナリオづくり ③役割分担の決定 ④点検表の作成 ⑤緊急の場合の高齢者の保護先の確保 ⑥泉南警察署への援助要請 ≪「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」（様式5-1）の作成≫	
2	市	立入調査の実施 ①身分証明書（職員証等）携帯の確認 ②立入調査の目的等の再確認 →「高齢者の安全確認が第1目的であり、必要に応じて高齢者を保護する」という意思統一を行う。 →立入調査は権限行使として、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入ることではあるが、鍵や扉を壊して居室の中に入ることは認められていない。 ③罰則規定に関する確認 <div style="text-align: right;">【高齢者虐待防止法第30条】</div> 第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者には30万円以下の罰金に処する。 ④立入調査の実施 →養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることの説明を行う。	
3	市	立入調査のまとめ及び報告 ※立入調査実施後、立入調査報告書（様式6）を作成するとともに、ケース会議を開催し、虐待の有無、緊急性の判断、支援方針の決定を行う。立入調査により、そのまま高齢者を分離保護した場合にはその根拠について再確認を行う。	

第Ⅱ部 高齢者虐待防止ガイドライン
 第3章 養護者による高齢者虐待への対応
 4 立入調査

《立入調査が必要と判断される状況例》

確認すべき項目	確認欄
高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。	
高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。	
何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活さたり、管理されていると判断したとき。	
過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の可能性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。	
高齢者の不自然な姿、けが、栄養失調、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わり拒否的に接触そのものできないとき。	
入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。	
入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。	
養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような状態にあるとき。	
家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。	
その他、虐待の可能性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。	

《立入調査を行う際の留意事項1》

項目	確認すべき項目	確認欄
泉南警察署との連携	<p>《援助要請の手続き》</p> <p>立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市担当職員だけでは職務執行をすることが困難で、泉南警察署の援助が必要である場合には、泉南警察署長あてに援助依頼（「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」（様式5-1）の作成）を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにすること。</p> <p>《泉南警察署による援助の概要》</p> <p>立入調査そのものは、市が法に基づいて主体的に実施するもので、警察官の職務ではないため、警察官は、現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によって市担当職員と一緒に立ち入ることが想定される。</p> <p>警察官は、高齢者の生命又は身体の安全を確保するために、警察官職務執行法その他の法令に定める措置を講じる。</p> <p>《警察官職務執行法による措置の例》</p> <p>○保護（警職法第3条） 病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、取りあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。</p> <p>○犯罪の予防及び制止（警職法第5条） 犯罪がまさに行われようとするのを認めたとときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。</p> <p>○立入（警職法第6条） 危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するために、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物の中に立ち入ること</p> <p>泉南警察署との連携を円滑に行うためには、普段から必要な場合はケース会議に参加してもらうなど、警察署との連携体制を構築すること。</p>	
	その他の関係者との連携	<p>養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健センターや保健所と連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられる。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、必要な場合には、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておくこと。</p> <p>養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合が考えられる。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくこと。</p>

《立入調査を行う際の留意事項 2》

項目	確認すべき項目	確認欄
立入調査の執行体制	予測される事態に備え、複数の職員を選任する。 担当課担当職員・地域包括支援センター職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる保健師等の同行も有効である。	
	事前に説明者、移送の同行者、タイムキーパー等役割分担を決めておくこと。また、必要な職種（医療職等）の確保、親族への協力要請、移送車等の手配などを行うこと。	
立入調査の実施方法の検討	立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、泉南警察署等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要がある。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていない。 立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではないため、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要である。	
	立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はない。 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になる。例えば、高齢者と養護者が共に在宅しているとき、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討すること。	
立入調査の実施	立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること。 【高齢者虐待防止法第11条第2項（一部抜粋）】 立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
	養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることの説明を行う。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明すること。 また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが重要である。	
	動揺した養護者等が暴力をふるう、窓から飛び降りるなど、最大限考えられるリスク、一番危険な状況を想定しておくこと。	
	事実確認チェックシート（様式4）を活用し、養護者から聞き取ること、居所内で点検することを事前にリストアップしておくこと。	
	高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば健康状態の確認は、同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましい。	
	ネグレクトであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に係わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意し、迅速に対応すること。	
	高齢者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取すること。	
	高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等により記録しておくこと。	
	高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が認められるときには、緊急入院や入所措置によって、高齢者と養護者を分離し保護する。 このとき、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが重要である。	
	緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うこと。 なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが重要である。 各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくする環境づくりに留意すること。	

5 ケース会議の実施

ケース会議とは、訪問調査や立入調査などによる事実確認を行った結果、それらの事実をもとに虐待であるかどうかを組織的に検討し、虐待事案に対する当面の支援方針を検討する会議です。

高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、障害者の担当者もケース会議に参加し、支援方針について、ともに検討を行います。

コアメンバー会議の出席者の他、虐待の事案に応じて相談支援事業者等のケース対応メンバーや、場合によっては弁護士等の専門家が入ることもあります。対応方針の検討にあたっては、何よりも本人の安全が確保されていること、本人が安心して生活を送るための環境整備を図るといった視点が重要です。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	ケース会議メンバーの招集 ※担当課職員（管理職・担当者）、地域包括支援センター職員、及び、今後の支援に関わる関係機関の職員等の招集を行う。緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。 ※緊急性の判断をするために必要に応じて、専門家（医師、弁護士等）の参加を求めることもある	
2	市 ケース会議メンバー	ケース会議の開催 ※下記の項目について検討を行う。 ①開会 ・会議開催の目的を共有する ②事例の提示 ・事例の概要説明を行う ③事例の共有化 ・質疑応答や追加情報の共有を通じて事例の全体像を共有する ④課題の明確化 ・事例の共有化から課題や虐待発生メカニズムを確認する ⑤支援方針の検討 ・緊急性の判断だけでなく、具体的な支援方針（短期、中期、長期）を検討する ⑥支援方針の決定 ・支援方針の検討結果を踏まえて結論を明確化する（関係機関／関係者の役割分担についても明確化する） ・モニタリング時期や緊急時の対応方法についても明確化する ⑦閉会 ・ケース会議の振り返りを行う	
3	市	記録の共有 ※ケース会議記録シート（様式7）、虐待対応支援計画書（様式8）、モニタリングシート（様式9）を作成するとともに、関係機関・関係者で共有を行う。原本については、担当課が保管を行う。	

《ケース会議のメンバー構成》

項目	確認すべき項目	確認欄
コアメンバー	<p>担当課職員（管理職・担当者）、地域包括支援センター担当職員の招集を行う。事例対応に置いて措置や立入調査といった緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。</p> <p>高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、障害者の担当者もケース会議に参加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課職員（管理職・担当者・障害者担当者） ・地域包括支援センター担当職員 	
ケース対応メンバー	<p>虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係担当者 ・ケアマネジャー ・介護保険サービス提供事業者 (訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ等) ・医療機関（かかりつけ医） ・保健所 ・社会福祉協議会 ・民生委員 等 	
専門家チーム	<p>専門的な助言・支援など、スーパーバイズにあたる専門職。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南警察署 ・弁護士 ・医療機関等 ・消費者センター 等 	

《ケース会議を実施する上での視点》

項目	確認すべき項目	確認欄
課題の明確化と対応方針の決定	<p>虐待解消に向けて解決すべき課題を整理し、高齢者、養護者・家族等のそれぞれについて、課題を明確にすること。</p> <p>また、それぞれの課題について、高齢者、養護者・家族等の意見・希望を尊重しつつ、高齢者の安心した生活の確保に繋がるのか見極めながら対応方針を決定すること。</p> <p>併せて、対応の優先順位についても検討・決定すること。</p>	
課題の解決に向けた対応と役割分担の決定	<p>対象者ごとのそれぞれの課題に対して、対応の結果どのような状態になることが望ましいか検討して目標を設定すること。</p> <p>併せて必要な対応や段取りを設定し、どの機関が担当するかを具体的に決めておくこと。</p>	
評価期限の設定	<p>どのくらいの期間で設定した目標を達成できるか想定し、あらかじめ評価期限を設定しておく。</p> <p>評価期限が到来したら再度ケース会議を開催し、対応状況の確認や対応方針の修正を行うこと。</p> <p>また、期限前であっても、状況の変化に応じてケース会議の開催が必要になる場合があるので、連絡体制を整備・確認しておくこと。</p>	
積み残し課題の整理	<p>対応が必要ではあるが、現時点では対応が困難な課題があれば、留意点として整理しておくこと。</p>	

《ケース会議を行う際の留意事項 1-事前準備》

確認すべき項目	確認欄
会議開催の目的は明確になっているかを確認する。初動段階と継続対応段階で目的が違ってくるので留意すること。	
会議開催の時期は適切か確認する。初動段階では速やかな開催が必要であり、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方が必要になる場合も考えられる。	
ケース会議の開催にあたっては、関係機関に対し文章（市長名で）での依頼を行うこと。	
あらかじめ会場の確保を行うこと。関係者が集まりやすいような時間と場所にすることが重要となる。	
必要な検討が実施可能なもの・緊急性の判断が可能となるものとなるよう、あらかじめ書類を整備しておくこと。	
招集する関係機関・関係者が適切か確認すること。虐待の事案に応じて関係機関・関係者は異なることに留意が必要である。関係機関によっては依頼文書が必要なこともあることに留意すること。	
出席者は現在対応を行っている機関に加え、今後関与を想定される機関にも出席を依頼すること。この時、虐待対応にあたる役割を担ってもらうことを事前に伝え、機関の管理職の承諾を得たうえで会議に出席してもらうことが望ましい。	
市の権限の行使についての判断が必要になる場合には、担当課の管理職も会議に出席することが望ましい。	

《ケース会議を行う際の留意事項 2-会議実施時》

確認すべき項目	確認欄
会議開催の目的を確実に達成できるよう、司会、会議録作成等会議における役割分担をあらかじめ決めておくこと。	
個人情報の取扱いについて、出席者間で確認しておくことが重要である。個人情報の保護に関する法律における例外規定「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に基づき、被虐待者・養護者等の同意を得ないで、個人情報を取り扱うことに対する制限が解除されると考えられる（個人情報の保護に関する法律第16条第3項の2・泉南市個人情報保護条例第8条第1項の6）が、必要に応じて誓約書を徴収することも検討しておくこと。	
集めた情報から個々の虐待発生要因と本人が安心して生活を送るための課題やニーズを整理し明確にしておくこと。	
アセスメントでは、ケース会議記録シート（様式7）を活用し、個々の情報から予想される虐待リスクを確認する。さらに個々のリスクの関係性を整理することで、虐待発生要因を明確化し、課題の整理へとつなげる。	
虐待発生要因解消を主眼にした、虐待対応支援計画書（様式8）を作成する。例えば介護が養護者に集中して負担が高いということがわかれば、福祉サービスの導入を図り、介護負担を軽減するなどがあげられる。	

《ケース会議を行う際の留意事項 3-会議後の処理》

確認すべき項目	確認欄
会議記録を作成する。ケース会議記録シート（様式7）、虐待対応支援計画書（様式8）、モニタリングシート（様式9）の作成の他に、あらかじめ会議記録の様式（支援方針、支援計画、関係機関・関係者の役割等が明確になるもの）を整備しておくこと。	
関係機関・関係者に会議記録を配布し、会議の情報を共有すること。	

6 支援の実施

(1) 緊急保護《養護者との分離》

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置をしておくと、重大な結果を招くことが予測される場合や、他の方法では、虐待の軽減ができない場合などには、高齢者を保護するために、養護者等からの分離する手段を検討する必要があります。

これによって、高齢者の安全を危惧することなく、養護者に対する調査や指導・助言を行うことができ、一時的に介護者負担等から解放されることで、養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながることを期待されます。

《保護・分離の手段》

項目	確認すべき項目	確認欄
契約によるサービス（介護保険）利用	本人の同意や代理人（成年後見人等）によって、契約によるサービス利用（ショートステイ等）を行う。 ※ショートステイの緊急利用については、ケアマネジャーとともに、緊急性や事情を説明し、利用可能施設の確保にあたる。	
やむを得ない事由による措置	老人福祉法に基づき、市が職権でサービス提供を行う。虐待や認知症等の理由により、契約による介護サービスが著しく困難な65歳以上の高齢者については、ケース会議での方針決定を経て、特別養護老人ホーム入所や短期入所生活介護等の利用に結びつける。	
緊急一時保護（緊急ショートステイ）	高齢者虐待防止緊急一時保護事業を利用し、被虐待者を原則14日以内、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム等に入所させる。 ※緊急一時入所を利用して状況把握を行い、その間に家族関係の調整を行い契約形態にもっていく、やむを得ない事由による措置への移行、在宅生活への復帰などの検討を行っていく。	
保護命令	配偶者から暴力を受けている場合で、「被害者が異なる暴力により、生命又は身体に重要な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申し立てにより暴力をふるった配偶者に対し発する命令。 ※保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）	

※高齢者の希望や心身の状況等に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となる

(2) 緊急保護《やむを得ない事由による措置》

① 「やむを得ない事由による措置」とは

介護業者と契約することや、要介護認定の申請を期待しがたいがために、介護サービスを利用することが著しく困難である者に対し、その事由を解消し、介護保険サービスが受けられるように、措置を行うことです。

高齢者虐待防止法では、通報の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認められる場合には、養護者による高齢者に対する虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、適切に老人福祉法第10条の4第1項（居宅サービスの措置）、第11条第1項（特別養護老人ホームのやむを得ない事由による措置等）の措置を講じることが規定されています。

（高齢者虐待防止法第9条第2項）

② 「やむを得ない事由による措置」によるサービスの種類

利用できるサービスは、次のとおりです。

《利用できるサービス・利用できないサービス》		
項目	確認すべき項目	確認欄
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・特別養護老人ホーム ※介護予防含む	
利用できないサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設の入所 ・介護老人保健施設への入所 	

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	措置を行うかどうかの協議 ※協議が整った後に、受け入れ可能な施設を探す。	
2	市	必要書類の準備 ※受け入れ先が決まった後、入所までに入所に必要な書類等を整える。	
3	市	措置後の支援（高齢者） ※入所した高齢者の精神的な支援 ※高齢者が安心して生活を送ることができる居所の支援	
4	市	措置後の支援（養護者） ※養護者に対する精神的な支援 ※生活費・医療費に困窮している場合は、生活保護等の措置の検討	

《サービス利用にあたっての留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
費用について	①事業者から国保連へ請求……介護保険料の9割 ②事業者から市へ請求……介護保険利用料の1割、居住費及び食費等の実費部分	
本人負担について	原則、②の費用は本人負担となる ただし、②の費用を負担した場合に「本人の所得が生活保護水準以下」になる場合は、担当課と相談する。	
要介護認定について	要介護認定非該当及び要支援の場合においても「やむを得ない事由による措置」で指定する介護保険サービスを利用することができる。 この場合は要介護1の単位を準用することとなるが、介護報酬は請求ができないため、措置費用については、市の定めるところにより別途調整する。 要介護認定を受けていない場合については、速やかに申請を行うこと。また、要介護1以上の状態でないと判断したときは、養護老人ホームの入所他の制度利用が望ましい。	
施設の定員超過の扱いについて	介護報酬の取扱いについては、介護老人福祉施設が高齢者虐待にかかる高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならない。 《高齢者虐待と定員超過の取扱いについて》 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）（抜粋）】 第25条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ※単なる特別養護老人ホームの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象となるのは定員の5%増だが、虐待に関する場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ定員の5%超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはならない。	

③面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができます。（高齢者虐待防止法第13条）

これらの面会制限は、虐待者が被虐待者と面会することで被虐待者の生命や身体・財産等への危険が具体的に予見される場合に行います。

《面会の制限にあたっての留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
面会要望に対する基本的な対応	「やむを得ない事由による措置」を行う際には、虐待を行っていた養護者から高齢者への面会制限についてもケース会議で検討しておく。	
	高齢者の安全を最優先する立場から、面会が可能な条件（期間や高齢者側・養護者側の状況）を決定し、施設長、養護者等に伝えておく。	
	面会の申し出があったときには、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、必要な場合は再度ケース会議で検討しておく。	
	養護者から入所施設に直接面会の申し出があった場合は、担当課職員に連絡して判断を仰ぐ旨を伝え、改めて課の職員などから返事をする。退去しなかったり、暴力をふるう場合は、泉南警察署に通報する。	
	面会できる状態と判断される場合であっても、担当課職員、地域包括支援センター担当職員等の同席を基本とする。	
契約入所や入院等の場合	高齢者虐待防止法では、面会の制限について規定は設けられていない。しかし「やむを得ない事由による措置」がとられた場合と同様、面会によっては高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされていると判断される場合には、面会をさせないように施設・病院・担当課・地域包括支援センターで協力して説得する。	
施設側の対応	高齢者虐待防止法では、施設長も面会を制限できるとあるが、その際は事前に担当課と協議することが望ましい。	

（3）緊急保護《養護老人ホームへの入所措置》

老人福祉法第11条第1項第1号に基づき、市長が高齢者を養護老人ホームへ入所させることができます。市職員や外部有識者（医師等）で構成する「老人ホーム入所判定委員会」の決定を経て入所となります。

虐待等で緊急性が認められる場合は緊急入所が可能で、緊急入所の協議を担当課内で行ったうえで、次回入所判定委員会に報告します。

なお、養護老人ホームについては短期入所の規定がなく、全て入所となります。

(4) 緊急保護《緊急一時保護》

分離を必要とするものの、養護老人ホームへの措置や、特別養護老人ホーム等へのやむを得ない事由による措置が行えない場合に利用します。

ただし、「緊急一時」の制度であるため、入所期間（原則 14 日以内だが、延長は可能）を利用して状況把握を行い、その間に家族関係の調整を行い、介護保険サービスの契約や、やむを得ない事由による措置への移行、在宅生活への復帰などの検討を行っていきます。

《施設等への緊急搬送に関するガイドライン》

項目	確認すべき項目	確認欄
施設等への緊急搬送に関する基本的な対応	「やむを得ない事由による措置」等により、被虐待者を養護老人ホームや特別養護老人ホーム、医療機関等へ緊急搬送する場合には、緊急車両等の要請による搬送を原則とする。円滑な搬送が可能となるよう、関係機関（泉南警察署・泉南市消防本部）と連携を図ること。	
	ただし、下記の項目に該当するような緊急性が認められ、かつ緊急車両等の要請が困難な場合に限り、原則、コアメンバー会議による決定・承認を受けた上で、人道的な見地から担当課職員等が公用車を使用し搬送を行うこと。 (i) 生命が危険な状態にさらされている (ii) 本人が即時の保護救済を強く求めている	
担当職員等による搬送時における対応	搬送時については、被虐待者の安全等の確保のため、複数名による搬送を行うこと。 (運転手 1 名・被虐待者のケア 1 名※被虐待者が複数名の場合は複数名で対応)	

(5) 措置後の支援について

やむを得ない事由による措置等により、高齢者を保護したことで、虐待事例に対する対応が終了する訳ではありません。措置入所は、高齢者と養護者を支援する過程における手段のひとつとして捉え、高齢者や養護者が安心して、その人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標としています。

施設等に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援が重要です。

年金等の搾取など経済的な虐待が行われ、本人に判断能力がない場合には、市長申し立て等により成年後見人を付け、口座の変更等の財産確保を図ることが重要です。また、市長申し立てとともに家事審判法上の保全処分として、財産管理者の選任を求め、財産管理者が年金を確保する手段を活用することも有効です。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては生活保護等の対応や、経済的問題についての相談機関を紹介するなど必要な支援を行います。

(6) 要介入（緊急以外の支援の実施）の場合

ケース会議の結果、積極的な介入が高くないと判断される場合についても、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、支援メニューを選定します。

介護の必要な高齢者に対して、不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣のなかで生じた言動などが虐待につながりつつあるなど、高齢者の心身への影響は部分的か、または顕在化していない、虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態についても継続的な支援を行います。

①継続した見守りと予防的な支援

地域包括支援センター等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を進めます。

また、地域の民生委員児童委員等に見守りを依頼することも有効です。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を図るための対応策が考えられます。

②介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的として、介護保険等の導入をします。

特に、養護者の負担が大きい場合には、ショートステイやデイサービス、小規模多機能など、養護者が高齢者と距離をとることができ、休憩する時間が持てるサービス積極的に利用するように勧めます。

ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

③介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり、介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

④専門的な支援

養護者や家庭等に問題があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療が受けられていなかったり、経済的な問題を抱えて債務整理が必要な場合については、それぞれ適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

特に、高齢者の認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状が見られる場合には、専門医療機関への受診へつなげ、医療的な課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もあるため、高齢者の状況を正確に把握したうえで適切な支援を検討することが重要です。

《アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方》

項目	確認すべき項目	確認欄
被虐待者の生命に関わるような重大な状況にある場合（緊急事態の際）	緊急時に分離・保護できる手段を考える（泉南警察署・救急を含む）	
	施設入所、一時保護、入院等、措置権の発動も視野に入れて対応する。	
虐待者や家庭に介護の負担・ストレスがある場合	訪問（定期的・随時）や電話で、虐待者の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。	
	在宅サービスを導入・増加する（特に、デイサービスやショートステイ、小規模多機能の利用により、介護を離れることができる時間を作る）	
	同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める。（一時的な介護者交代や介護負担の分担など）	
	施設入所を検討する。	
	介護についての相談窓口、介護者家族の会等を紹介する。 専門家のカウンセリング	
虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	介護の知識・技術についての情報を提供する。	
	在宅サービスを導入し、サービス提供のなかで知識技術を伝える。	
認知症がある場合	家族に認知症の関わり方についての情報提供、説明・指導を行う。	
	家族に認知症の相談窓口（医療相談含む）を紹介し、関わり方についての専門的な助言を受けよう勧める。	
	服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し、診断・治療につなげる。	
	地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の活用を検討する。	
高齢者本人や家族（虐待者含む）に精神疾患や依存などの問題がある場合	精神疾患、アルコール依存症などの症状が見られる場合については、保健所または医療機関につなげる	
	障害（身体・知的）については、担当課の担当者につなげる。	
	成年後見制度（本人後見、家族後見）の活用を検討する。	
経済的な困窮がある場合	市内の就業相談窓口等を紹介する	
	生活福祉資金等の貸付制度を紹介する。	
	生活保護受給につなげる。状況によっては、職権による保護も検討する。 各種の減免手続きを支援する（市営住宅家賃、教育費等）	
子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫など子どもへの影響など）	児童相談所、子ども支援センター、保健センター等による支援を図る。	

⑤成年後見制度等の導入

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（申立て）を行うこと、利用促進のための周知や経済的負担軽減の措置を講じることが規定されています。

（高齢者虐待防止法第9条・第28条）

成年後見制度の親族申立てが困難な場合（親族がいない、申立てに反対している、親族自身が虐待している等）は、市長申立てを検討します。

《成年後見制度等の活用の判断基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
成年後見制度の判断基準	成年後見制度は、判断能力が不十分な人を対象とする制度であるため、制度利用に当たって本人の自発的な意思と行動にのみ期待することに無理があることが想定できる。とりわけ、身近に頼りになる親族等がいない場合には、市による公的な支援は欠かせない。 また、高齢者虐待は、家族等の身近な人による保護が十分に行われていなかったり、あるいは身近な人自身が虐待を行っている当事者であることも少なくないため、被虐待者の判断能力が不十分な場合には、成年後見制度を活用することが課題解決につながる可能性のあることを前提に検討を行うこと。	
	法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行うが、市長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしている。	

《市長申立てに関する留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
市長申立ての原則	市長の申立てで決定の判断に際しては、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となる。市においては、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となる。 意思決定の明確化、申立事務の点検や検証などを行うために、審査会のような仕組みの設置を検討する。審査会は、行政機関内の関係課により構成されるもの、法律等の専門家などの第三者を加えた委員会とするなど多様な形態を検討することとする。	
	市長申立てを行うに当たっては、市は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いとしている。（ただし、2親等内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長申立ては行われなことが基本となる。）	
	なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられる。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立てが必要となる場合がある。	
市長申立てを最終決定する際の判断材料	成年後見人等が就任することで、現在の問題は改善するか。その際の成年後見人等に期待する支援内容はなにか。	
	成年後見制度以外の支援方法はないか。	
	市長以外に申立てを行える親族はいないか。また、本人申立てに切り替えることができる可能性はないか。	
	成年後見人候補者は決定しているか。	
	申立て費用は求償できるか。 審判前の保全処分の必要性はあるか。	

(7) 養護者への支援

高齢者虐待防止法では、市は、「養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」と規定しています。(高齢者虐待防止法第14条)

高齢者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

高齢者に重度の要介護状態や認知症及び障害等への知識や理解の不足による、養護者の介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の関係性が背景にある場合、養護者自身が支援を要する状態(要介護状態や障害等)にある場合など、高齢者虐待は様々な要因が絡み合っ

て生じていると考えられます。そのため、これらの要因を一つひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点を持って対応します。

《養護者に対する支援の視点》

項目	確認すべき項目	確認欄
信頼関係の確立	支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要がある。そのために、できれば高齢者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討すること。	
家族関係の回復・生活の安定	支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にある。 支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わり、高齢者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげていくこと。	
養護者の介護負担・介護ストレスの軽減	介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、介護保険サービスや市で行っている福祉サービスを勧めたり、介護者家族の会への参加・加入を勧めるなど、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようする。 特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所、小規模多機能サービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めること。 介護保険サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合も考えられる。 高齢者の重度の要介護の状態などで、介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行う。 また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともある。 支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することにより、養護者の精神的な支援を行うこと。	
養護者への専門的な支援	養護者や家族に認知症や障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入すること。	
養護者からの不当な要求や脅し等への対応	養護者への支援の過程で、養護者から不当な要求や脅し等があった場合は、窓口を一本化し、統一的な方針のもとにき然とした態度で臨むなど、組織的な対応を図ることも必要である。 職員一人では対応せず複数で対応し、やりとりを記録しておくこと。場合によっては相手に通告したうえで、録音装置で記録しておくことも有効である。 また、必要に応じて専門家(弁護士・泉南警察署等)の助言を仰ぐこと。	

(8) 見守り支援が必要な場合

原則として、あらかじめ養護者等に対して、現在の行為（虐待）は高齢者にとって不適切であることを伝えておきます。

関係機関で見守りのための体制を構築し、各機関の役割分担をきめて見守りを行い、定期的に情報交換、ケースへの評価等を行います。

見守りにあたっては、高齢者だけでなく、養護者等にも着目した状況把握を併せて行います。

7 モニタリング・虐待対応の終結

(1) 定期的なモニタリング

緊急的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれがあるため、ケース会議で決定された方針に基づいて行った支援内容について定期的に評価・見直しを行います。

担当職員や地域包括支援センターの職員、ケアマネジャー等が定期的な訪問を継続するほか、支援を行う関係機関からの聞き取りなどにより高齢者や養護者等の状況を把握しながら確認・再評価し、必要に応じて新たな支援を検討します。

《確認・再評価の基準》

基準	高齢者の状態等	確認欄
【Ⅰ-A】 積極的な確認が必要 (1か月に1回以上の訪問)	認知症やアルコール依存症、精神疾患等による問題行動があり、専門的な対応が必要な人 公的なサービス等が必要であるにも関わらず、訪問拒否等により、サービス利用につながっていない方	
【Ⅰ-B】 積極的な確認が必要 (2か月に1回以上の訪問)	自立した生活を送るために、身体・精神状況に何らかの問題があるにも関わらず、十分な養護が得られていない方。	
【Ⅱ-A】 積極的な確認が必要ではないが経過観察が必要 (3か月に1回以上の訪問)	現状でも十分自立した生活が可能であるが、このままの状態では、将来的に何らかの虐待が発生することが予測される方 地域の養護・見守り以外に、介護保険サービスの利用等により、自立した生活を保っている方。	
【Ⅱ-B】 積極的な確認が必要ではないが経過観察が必要 (4か月に1回以上の訪問)	当面は養護不要（自立者） 家族や親族、地域での養護・見守りが十分にできる方 (家族関係や地域との関係が良好で、身体的、精神的な問題を有していない状態)	

支援方針を関係機関で具体的に共有するため、モニタリングシート（様式 9）を使用し記録しておきます。

《モニタリングに関する留意事項》

確認すべき項目	確認欄
事実確認において確認された虐待や不適切な行為は改善されているか、危険度は増していないか、その他リスク要因はないかを確認すること。	
その他の新たな虐待や不適切な行為などが生じていないか確認すること。	
個々の到達目標に沿って、適切に支援が実施されているか確認すること。到達目標が達成できていない場合には、新たな取り組みの必要性について確認すること。	
到達目標に対する成果をケース会議などの場で客観的に評価する。	
評価した結果については、介護サービス事業所等にフィードバックすること。	
高齢者の気持ちの変化や新しい情報や事実の確認、環境などの状況変化がないか確認すること。	
状況に変化がないときであっても、密室化していないか、または新しい情報や事実はないか確認すること。	

※モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要である。そのため、会議等において事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応すること。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが重要である。

評価の実施にあたっては、設定した到達目標によって具体的な役割や支援内容及び実施期間を意識するなど、あいまいにしないことが重要である。(PDCA サイクルを参考にすること)

※高齢者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関とのケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していくこと。

(2) 虐待対応の終結

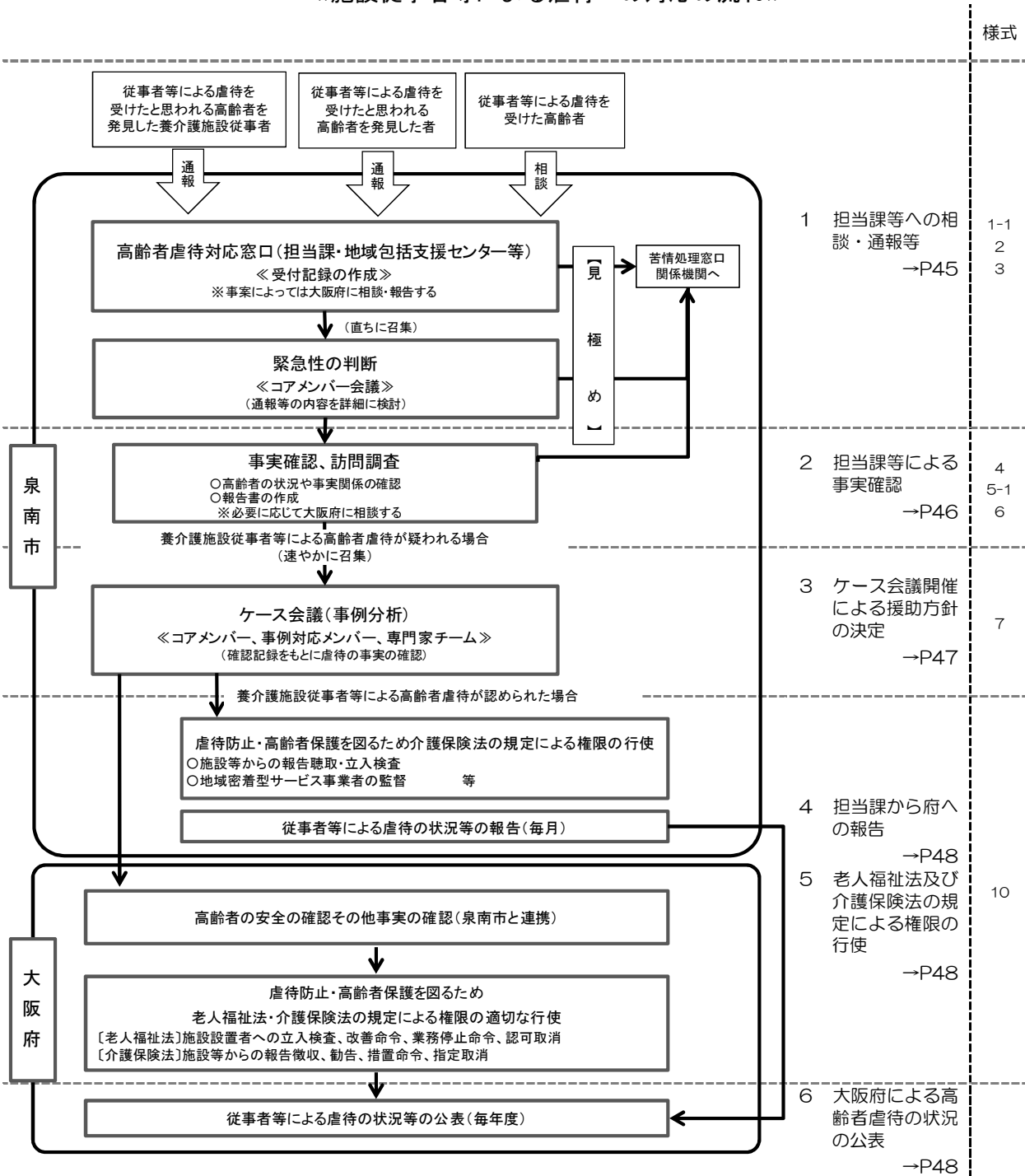
虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより高齢者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待対応支援計画書(様式8)にある「解決すべき課題」が全て解消されるなど、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱います。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として担当課内や養介護施設・養介護事業所等に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

第4章 施設従事者等による高齢者虐待への対応

施設従事者等による高齢者虐待への対応については、下記の図の流れになります。

《施設従事者等による虐待への対応の流れ》



1 担当課等への相談・通報等

(1) 担当課等への相談・通報等

施設職員や家族等が、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合等は、担当課等へ通報等を行うことになります。

(高齢者虐待防止法第21条)

この場合、(ア)刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと、(イ)養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが、高齢者虐待防止法で規定されています。

(高齢者虐待防止法第21条第6項・第7項)

通報等を受けた担当課等の職員は、その内容が、サービス内容に対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性もあることから、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、正確な事実確認を行い、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるよう情報を整理しておくことが必要です。

(2) 相談・通報内容が苦情の場合の対応

通報等を受けた担当課の職員は、その内容が、サービス内容に対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性もあることから、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、正確な事実確認を行い、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるよう情報を整理しておくことが必要です。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情のときには、関係省令等に基づき施設に設置されている苦情処理委員会への申立てを行うことができます。

担当課等への通報の場合は、通報等を受けた担当課職員が施設へつなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

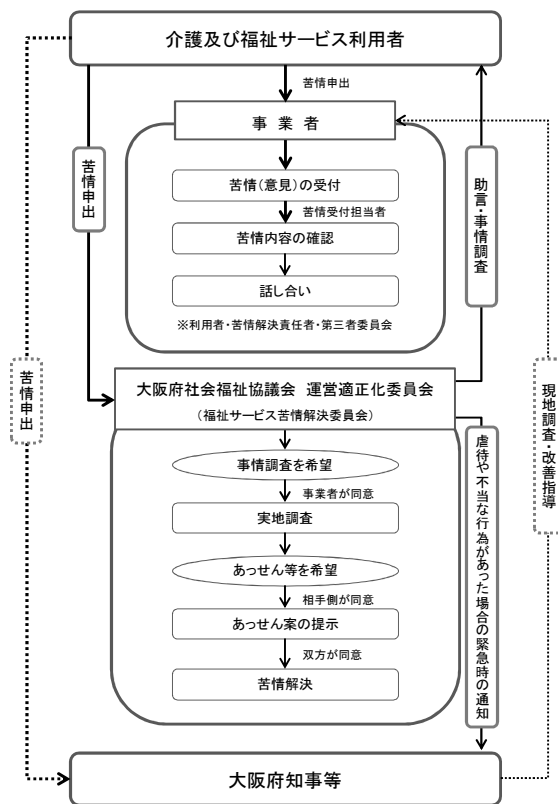
施設は、苦情受付担当者又は第三者委員に対し苦情の受付があった場合、苦情解決責任者など苦情処理委員会のメンバー(複数の職員)が、苦情申立人との話し合いにより解決に努めることとなりますが、必要に応じ第三者委員の助言を求めることができます。

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保されることから、記録と報告を積み重ねることが重要です。

利用者と事業者の双方で話し合っても解決できないケースについては、法律に基づいて、大阪府社会福祉協議会に設置されている苦情解決の専門機関である「福祉サービス苦情解決委員会」に相談したり、苦情を申し出ることができます。

また、事情があつて、直接、事業者の責任者や担当職員に言いにくい場合は、直接、苦情解決委員会に申し出ることができます。苦情解決委員は利用者の申出を受け、必要な助言や相談、調査、あっせん等を行い、双方の話し合いによる解決の促進を図ります。

《苦情解決の流れ（参考）》



(3) コアメンバー会議による対応方針の協議

本ガイドライン P22 - P23 「2 緊急性の判断と安全確保」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意してください。

《通報時の受付時の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
コアメンバー会議の開催	2 緊急性の判断と安全確保 を参照【本ガイドライン P22-P23】	

2 担当課等による事実確認

高齢者虐待と思われる相談・通報の場合、受理後の対応については、基本的には養護者による高齢者虐待への対応の場合と同様ですが、通報等を受けた担当課は、養介護施設・養介護事業者及び虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。

担当課から大阪府への報告は、担当課等が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設・養介護事業所の協力が得

られない場合についても早急に府へ報告し、府と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

《事実確認の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
担当課等による事実確認	3 事実確認・訪問調査 を参照【本ガイドライン P24-P26】	

《養介護施設従事者等による高齢者虐待事案において、調査・確認すべき項目例（参考）》

項目	確認すべき項目	確認欄
高齢者本人への 主な調査項目	虐待の種類や程度	
	虐待の事実と経過	
	高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握	
	サービス利用状況	
養介護施設・ 養介護事業所への 主な調査項目	当該高齢者に対するサービス提供状況	
	虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等	
	通報等の内容に係る事実確認、状況の説明	
	職員の勤務体制	
調査を行う際の 留意事項	客観性を高めるために、原則として2人以上の職員による訪問調査を実施すること。	
	医療の必要性が疑われる場合には、看護師等が立ち会うこと。	
	高齢者、養介護施設・養介護事業所に対し、訪問の目的や調査事項、高齢者の権利などについて十分な説明を行うこと。	
	高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーについて十分配慮すること。	

虐待を受けたと思われる高齢者や養介護施設・養介護事業所などに対する調査を終えたときは、必ず調査報告書を作成します。

その後、ケース会議等を開催して虐待の事実を確認し、高齢者虐待の疑いが認められない場合は苦情処理委員会等の機関へつなぎ、高齢者虐待が疑われる場合にはケース会議で対応方針等を協議し、必要に応じて養介護施設等へ指導等をするとともに、府へ報告します。

3 ケース会議開催による援助方針の決定

調査の結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた場合には、高齢者本人や養介護施設従事者等への対応方針等を協議します。

《ケース会議開催時における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
ケース会議の開催	5 ケース会議の実施 を参照【本ガイドライン P30-P32】	

4 担当課から大阪府への報告

高齢者虐待防止法では、市は養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合、大阪府に報告することが義務づけられています。（高齢者虐待防止法第22条）

担当課から府への報告にあたっては、報告書（様式10）を活用し、随時報告することになりますが、悪質なケース等で、府による迅速な対応が求められる場合もありますので、常に連携をとっておくことが必要です。

担当課によって高齢者虐待の事実が確認できていないときは、府は担当課等の職員と同行し、事実確認のための調査を実施します。

5 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村又は都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記（高齢者虐待防止法第24条）されていることから、高齢者虐待が認められた場合には、市又は府は、当該施設等に対し指導を行い改善が図られるようにします。

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法等に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を行使することになりますが、高齢者の保護を図るためにも、権限が適切に行使される体制づくりが必要です。

6 大阪府による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています。

（高齢者虐待防止法第25条）

この公表制度は、高齢者虐待を行った養介護施設・養介護事業所名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではなく、高齢者虐待の防止に向けた取り組みに着実に反映していくことを目的としています。ただし、介護保険の場合は、介護保険法の関係法令等に基づき、事実確認及び指導、監査や行政処分が行使されるとともに、指定の取り消しが行われた場合には、その旨が公示されます。

《養介護施設従事者等による高齢者虐待事案において、公表される項目等（参考）》

公表される項目	確認欄
養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況（性別、年齢、心身の状況、高齢者虐待の類型等）	
養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置	
高齢者虐待があった養介護施設等の種別	
高齢者虐待を行った養介護施設従事者等の職種	

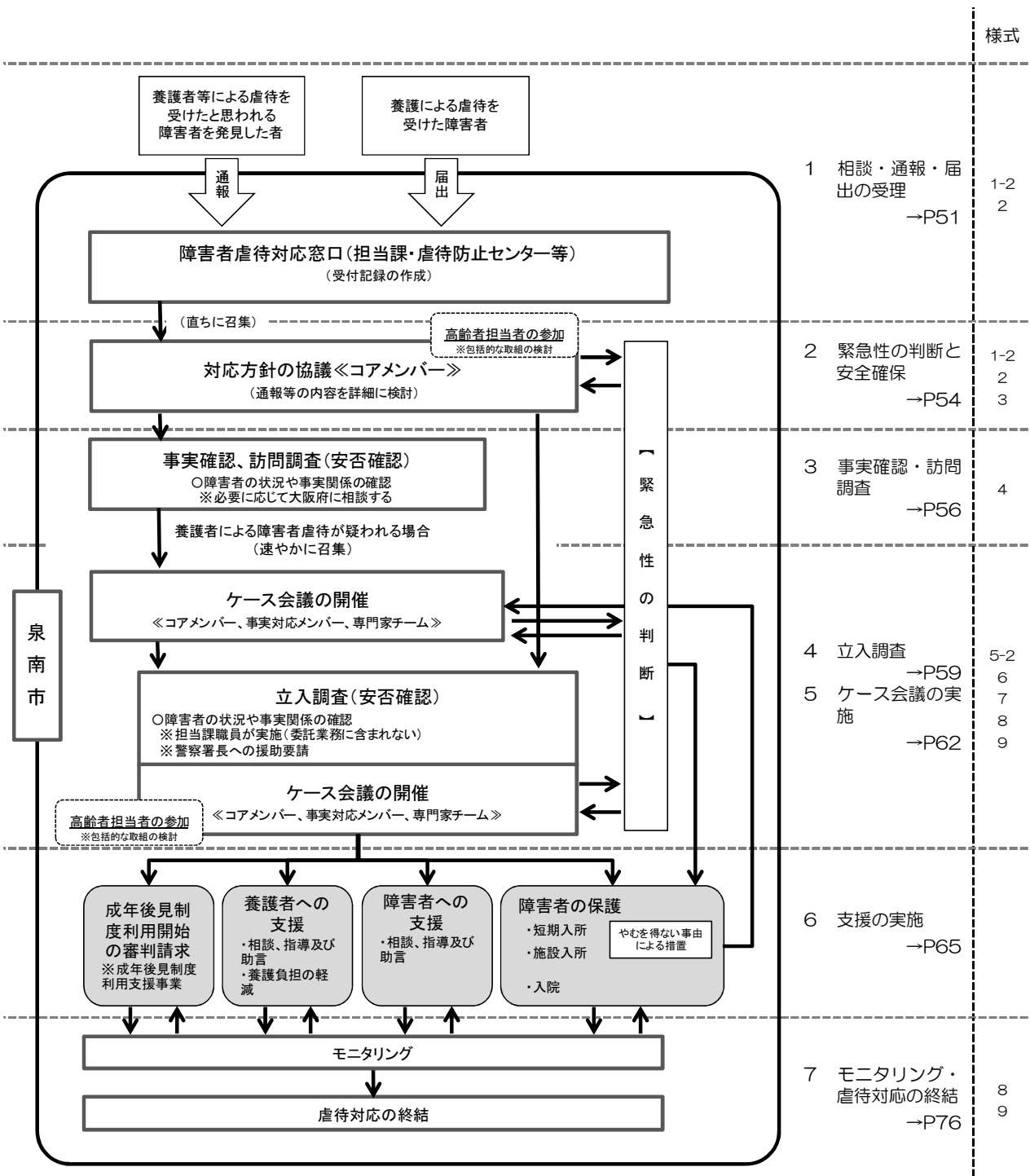
第Ⅱ部

障害者虐待防止ガイドライン

第5章 養護者による障害者虐待への対応

養護者による障害者虐待への対応については、下記の図の流れになります。

《養護者による障害者虐待への対応の流れ》



1 相談・通報・届出の受理

(1) 通報・届出の概要

①国民の通報義務

障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定しています。

(障害者虐待防止法第7条第1項)

「虐待を受けたと思われる」とは、「一般的に虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、「養護者による障害者虐待を受けた旨」を、障害者自ら届け出ることができます。(障害者虐待防止法第9条第1項)

②関係者の早期発見義務

障害者の福祉に業務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。

(障害者虐待防止法第6条第2項)

《障害者の福祉に業務上関係のある者》

確認すべき項目	確認欄
障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体	
障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者	

また、国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等は、「障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない」としています。

(障害者虐待防止法第6条第1項)

③関係者の早期発見義務

養護者による障害者虐待に関する通報又は届出は、担当課内に置かれる「泉南市障害者虐待防止センター」が受理します。

(障害者虐待防止法第32条第2項第1号)

市は、障害者虐待防止センターを周知しなければなりません。

(障害者虐待防止法第40条)

(2) 受付記録の作成

障害者虐待に関する通報・届出を受けた職員は、必要な情報を聞き漏らさないようにするため、帳簿や記録票（相談受付シート等）に基づいて、虐待の状況や障害者・養護者の状況、通報者の状況など可能な限り詳細な情報を記録します。

緊急性の判断をはじめとした虐待対応は、この受付記録簿に基づいて行われます。できるだけ詳細で正確な情報を聞き取ることが、その後の適切な対応につながります。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	各種書類への記載 ※相談受付シート（様式 1-2）・障害者虐待リスクアセスメントシート（様式 2）	
2	市	緊急性の判断 ※障害者虐待リスクアセスメントシートでイエローの判定が出た場合、緊急でコアメンバー会議を開くこと。	
3	市	事前確認の調整 ※課内や関係機関等との情報共有を行い、調整を行うこと	

《相談・通報・届出受理時に確認すべき情報》

項目	確認すべき項目	確認欄
①虐待の状況	虐待の具体的な状況（内容や程度）	
	緊急性の有無とその判断理由	
②障害者本人の状況	障害者本人の氏名、性別、年齢、要介護状態、利用しているサービス	
	関係機関	
③養護者の状況	氏名、性別、年齢、居所、障害者本人との関係、職業	
④家族関係	家族関係	
⑤相談者（通報者）の状況	氏名、性別、年齢、居所、障害者本人との関係、職業、匿名で扱う必要性、対応結果の連絡の必要性	

《通報等を受ける際の留意点 1》

確認すべき項目	確認欄
「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取り、相談受付シート（様式 1-2）の内容に基づいて聞き取り、記入すること。	
主観的（…だと私は思う）な意見と、客観的な事実（…だと確認できた）ことを明確に区別すること。またできる限り多くの客観的な事実を確認すること。	
落ち着いた柔らかな口調を心がけ、相談に至るまでの経過や心情の変化など、相談者（通報者）の思いをくみ取り、話を共感的に聞き傾聴に努めること。	
確認するときは相手のいった言葉を繰り返すことにより確認するなど、相談者が安心して話せるようにすること。	
虐待という言葉を使わなくても、状態や相談内容により、虐待が推測される場合もあることに留意すること。	

《通報等を受ける際の留意点 2》

確認すべき項目	確認欄
普段相談を受けている相手（利用者・家族等）であっても、生活状況は日々変わっていることに留意すること。	
通報を受けた職員には、受理した通報等に関する守秘義務が課せられている。通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏れないことを伝えること。（障害者虐待防止法第8条）	
聞き取った個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。	
ケース会議等において相談者（通報者）を匿名で扱うかどうかを確認すること。	
相談者（通報者）からの対応の結果（状況）等の報告を求められたとしても、報告できない場合があることを伝える必要がある。通報者には守秘義務はないため、報告は慎重に行うよう留意すること。	
虐待の判断は個人で行わず、必ずコアメンバー会議等において管理職を含む複数の職員・組織体制で検討・対応を行うこと。	

《通報等を受ける際の留意点 3-障害福祉施設従事者による虐待の場合》

確認すべき項目	確認欄
通報先の市町村と支給決定を行った市町村が異なる場合、速やかに支給決定を行った市町村に連絡を行うこと。なお、支給決定を行った市町村は、所在地の市町村と連絡調整を行うなど連携を図ること。	
通報者が当該障害者福祉施設の従事者であった場合、通報者の保護に配慮することが必要である。障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されている。（障害者虐待防止法第16条4項）	
当該利用者だけでなく、他にも虐待されている疑いのある利用者がいるかどうかについても確認するなど、周辺情報にも留意すること。	
利用者間のいじめや喧嘩を放置している場合、ネグレクトにあたる可能性がある。	
就労継続支援A型で雇用契約を結んでいる場合には、障害者福祉施設従事者による虐待と併せて使用者による虐待にも該当することに留意すること。	

《通報等を受ける際の留意点 4-使用者による虐待の場合》

確認すべき項目	確認欄
相談受付シート（様式 1-2）の項目に加えて、本人の雇用形態や事業所の規模・業種など、労働相談票の項目についても、可能な限り聴取すること。	
企業所在地が泉南市外である場合、その後の生活上の支援を行う居住地の市町村に速やかに連絡をすること。	
当該従業員だけでなく、他にも虐待されている疑いのある従業員がいるかどうかについても確認するなど、周辺情報にも留意すること。	
従業員間のいじめや喧嘩を放置している場合、ネグレクトにあたる可能性がある。	
障害者虐待の通報等を行った労働者等は通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されている。（障害者虐待防止法第22条第4項）	

《通報等が障害のある当事者から寄せられた場合に必要な配慮》

項目	確認すべき項目	確認欄
①障害者が虐待を届出てくる場合について	<p>障害のある当事者が、虐待をされたと自ら届け出てくる場合や、発見した虐待に関する通報を寄せてくる場合が考えられる。</p> <p>通報等の内容を正確に聞き取るため、障害種別に応じたコミュニケーション手段を確保すること。</p> <p>《コミュニケーション手段確保の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害の方のために手話通訳・要約筆記を手配する ・視覚障害の方のために点字や音声により情報提供する 	
②障害のある通報者との意思疎通が困難な場合について	<p>知的障害や発達障害のために障害のある通報者の意思確認が困難な場合は、通報者と日頃から関わりのある支援者や家族に協力を求めるなど、できるだけ正確に通報者の意思を確認するようにすること。</p> <p>ただし、こうした支援者や家族により虐待が行われている場合も考えられるので、協力者の選定に当たっては慎重に行うこと。</p>	

2 緊急性の判断と安全確保

(1) コアメンバー会議の開催

コアメンバー会議は、虐待の可能性や緊急性の判断を行い、その判断に基づいて当面の支援方針（支援内容・役割分担等）を話し合い、迅速に初動対応方針を決定するための場です。

コアメンバー会議の開催にあたっては、高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、高齢者の担当者も会議に参加することとします。

コアメンバー会議の実施については、相談・通報・届出を受理してから直ちに開催します。

事務局は担当課が行い、会議の進行やコアメンバー会議記録シート（様式 3）の作成を行います。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	<p>コアメンバーの招集</p> <p>※担当課職員（管理職・担当者）、障害者虐待防止センター担当職員の招集を行う。事例対応に置いて措置や立入調査といった緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。</p> <p>※高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、高齢者の担当者も会議に参加することとする。</p> <p>※緊急性の判断をするために必要に応じて、専門家（医師、弁護士等）の参加を求めることもある。</p> <p>※コアメンバー会議は、あくまでも直面する虐待に係る緊急の対応方針を速やかに決定することが目的である。長期的な支援方針等は、改めて個別のケース会議を開催し検討することになるので、迅速な判断を念頭に置いた出席者の選定に留意すること。</p>	
2	コアメンバー	<p>コアメンバー会議の開催（虐待の可能性及び緊急性の判断）</p> <p>※下記の項目について検討を行う。</p> <p>①虐待の可能性の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得られた情報をもとに（i）「虐待の可能性の事実が確認された」（ii）「虐待の可能性の事実が確認されなかった」（iii）「虐待の可能性の事実があったかどうか明確に判断できない」のいずれかに事案を整理する。 ・虐待の可能性を判断する際には、障害者本人や虐待に対する自覚の有無は問わない。 ・「養護者は一生懸命介護しているから」等の主観的な要素は外すこと。 ・事実確認によって得られた「障害者の権利が侵害されている事実」に着目して判断する。 <p>（i）「虐待の可能性の事実が確認された」場合は、直ちに虐待の事実の確認及び緊急性の判断を行う。</p> <p>（ii）「虐待の可能性の事実が確認されなかった」場合は、虐待の可能性の有無の判断を行った上で、ケース会議において、虐待の事実の可能性及び緊急性の判断を行うことができるよう、事実確認を継続する。</p> <p>（iii）「虐待の可能性の事実があったかどうか明確に判断できない」場合は、ケース会議で虐待の事実の有無の判断を行うことができるよう、事実確認を継続するとともに、必要に応じて生活支援を行う関係機関に引き継ぐ。</p> <p>②緊急性の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の判断にあたっては、障害者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度などをもとに総合的に判断し、判断した根拠を明確にする。 ・生命又は身体に重大な危険が生じていると判断した場合は、障害者を一時的に保護するため迅速に障害者支援施設に入所させる等の措置を講じなければならない。（障害者虐待防止法第9条第2項） ・緊急性の判断は、コアメンバー会議記録シート（様式 3）や、障害者虐待リスクアセスメントシート（様式 2）を使用し総合的、客観的に判断する。 	

手順番号	担当	手順	確認欄
3	コアメンバー	<p>コアメンバー会議の開催（一時保護・立入調査の検討等） ※虐待の可能性及び緊急性の判断を行った後に、下記の項目について対応方針を協議する。</p> <p>①一時保護・立入調査の必要性の判断 ・虐待の事実があり、緊急性が高いと判断した事案については、一時保護の必要性を検討する。検討に当たっては、障害者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度等を総合的に判断すること。 ・また、緊急性が高いと判断した事例であるにも関わらず、障害者の生命や身体の安全が確保できない場合は、立入調査の可否を検討する必要がある。</p> <p>②今後の担当者の決定 ・原則として、複数の職員で対応すること。 ・身体的虐待やネグレクトが疑われる場合は、医療の専門職（医師・保健師・看護師等）を加えることも考えらる。</p>	
4	市	<p>記録の共有 ※相談受付シート（様式1-2）、コアメンバー会議記録シート（様式3）については、当日コピーをとり、担当課内で保管を行う。</p>	

《緊急性が高いと思われる際の判断基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
身体の状態・けが等	頭部外傷（血腫、骨折の疑い）、腹部外傷、重度の褥そう	
	全身衰弱、意識混濁	
	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し	
	栄養失調	
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」などの発言、「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」等の発言	
	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す。	
養護者の態度等	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」などの訴えがある	
	虐待者が障害者の保護を求めている、刃物、ピンなどの凶器を使った暴力や脅しがある。	
その他	障害者本人が保護を求めている。	
	障害者の安全確認ができない。	

※上記の項目のうち、どれか一つでも確認された場合には、緊急性が高いと判断し、緊急保護の検討が必要である。
 ※上記項目にまったく該当しないケースでも、障害者や養護者の心身の状況と生活状況、虐待の頻度や程度等を総合的に判断し、その事例や場面ごとに、緊急性の判断を行う必要がある。

《24時間体制の確立》

項目	確認すべき項目	確認欄
連絡体制の確立	連絡網の作成（連絡がつかない場合は次のメンバーに回すなどルールを作成）	
	宿直室との連携（連絡表の作成により、伝達の円滑化を図る）	
招集基準の作成	夜間・休日時であっても緊急時にコアメンバーの招集をかけることができるよう基準を作成	

《夜間・休日時におけるコアメンバー招致基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
招集基準① （緊急性の指標）	(i) 生命が危険な状態にさらされている【参照：《緊急性が高いと思われる際の判断基準》】 (ii) 本人が保護救済を強く求めている (iii) 確認はできないが (i) (ii) の可能性が高い	
招集基準② （招集の決定）	連絡を受けた担当課職員が、過去の事案等を勘案し、管理職（担当課長）の判断を仰いだうえで、メンバー招集を決定する。	

3 事実確認・訪問調査

市は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。（障害者虐待防止法第9条）

コアメンバー会議で検討された事項に基づき、事前に分担していた役割について、実際に本人や関係者を訪問するなど客観的かつ正確な事実の確認に努めます。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	庁内関係部署や関係機関等からの情報収集 ※庁内関係部署や関係機関等に必要な情報収集を依頼し、収集・整理を行う。	
2	市	障害者本人や養護者への訪問指導 ※原則として自宅を訪問する <ul style="list-style-type: none"> ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。 ・本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。） ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。 ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。 ・プライバシー保護について説明する。 ※収集した情報に基づいて確認を行う <ul style="list-style-type: none"> ・客観性を高めるために、事実確認チェックシート（様式4）を使用する。 ・養護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。 ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など） ※解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する <ul style="list-style-type: none"> ・緊急分離か見守りか。 ・一時分離かサービス提供、家族支援か。 ・養護の負担軽減を図るプランを提案する。 ・病院か施設か。 	

《 庁内関係部署や関係機関等からの情報収集で収集する情報例（参考） 》

項目	確認すべき項目	確認欄
住民情報	家族全員の住民票（同居家族の把握）	
	戸籍による法的な家族関係	
障害福祉	障害認定	
	障害福祉サービス利用状況	
保険年金	障害基礎年金・障害厚生年金受給の有無	
	国民健康保険、後期高齢者医療の資格状況	
	保険料の納付状況、医療機関受診の有無	
生活保護	家族関係や生活歴	
	障害者・養護者の生活状況	
保健分野	健康状態・精神保健福祉相談歴の有無	
	障害者・養護者の生活状況	
経済状況	公共料金の滞納状況	
	公営住宅家賃の滞納状況	
民生委員	近隣との関係、障害者・養護者の生活状況	
医療機関（主治医）等	疾病名、診断状況及び治療計画	
	入院の有無、認知症の有無及び状況	

《訪問調査を行う際の留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
信頼関係の構築	障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素である。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力すること。	
複数の職員による訪問	訪問調査の際は、客観性を担保するため、原則として2人以上の職員で訪問すること。また、障害者本人と養護者等双方への支援が必要なので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努めること。	
保健師等の立ち合い	通報等の内容から医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに迅速に判断・対応がとれるよう、保健師等が訪問調査に立ち会うことを検討すること。	
障害者・養護者への説明	訪問調査にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得るように努めること <ul style="list-style-type: none"> ・職務について…担当職員の職務と守秘義務に関する説明 ・調査事項について…調査する内容と必要性に関する説明 ・障害者の権利について…障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明 	
権利、プライバシーの保護	障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体状況の確認時…性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。 ・養護者への聞き取り…第三者がいる場所では行わない。 ・訪問調査→措置入所時…養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に置いておくこと。なお、置く場所は第三の目に触れない場所にする。 	

《訪問調査を行う際の留意事項-障害者福祉従事者による虐待の場合》

確認すべき項目	確認欄
障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限に基づくものではなく、まずは障害福祉施設等の任意の協力の下に行われることに留意すること。	
施設の管理者等に口頭で確認する事項（経過や状況確認等）だけでなく、書面で確認する事項（業務日誌・ケース記録・事故報告書等）もあることに留意すること。	
利用者の安全を守る目的であっても、身体拘束は身体的虐待にあたる可能性があり、慎重な確認が必要である。	
虐待（疑わしい場合を含む）をした職員の日頃の利用支援の状況（荒い言葉遣いや暴力行為等がないか、他の利用者に対して同様の行為をしていないか）を確認すること。	
事実確認を行った結果、虐待が認められた場合や、さらに大阪府と共同して事実確認を行う場合がある場合には、速やかに大阪府に報告すること。報告にあたっては平成24年9月28日障地2018「障がい者虐待の防止等に関する留意事項について」の添付様式「障がい福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）」を使用すること。 《大阪府に報告する項目（参考）》 <small>【障害者虐待防止法施行規則（厚生労働省令第132号）第2条 市町村からの報告（一部抜粋、改編）】</small> 市町村は…通報又は…届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、…障害者福祉施設従事者等による障害者虐待…の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を…障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所…の所在地の都道府県に報告しなければならない。 ① 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別 ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたとと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分…その他の心身の状況 ③ 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因 ④ 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等…の氏名、生年月日及び職種 ⑤ 市町村が行った対応 ⑥ 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容	

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン
 第5章 養護者による障害者虐待への対応
 3 事実確認・訪問調査

《訪問調査を行う際の留意事項-使用者による虐待の場合》

確認すべき項目	確認欄
市・大阪府には事業所に対する指導権限がないため、基本的には企業の協力の下に行われるものであることに留意すること。	
企業の従事者等に口頭で確認する事項（経過や状況確認等）だけでなく目視（労働環境等）及び書面で確認する事項（出勤簿、労働契約書、勤務体制、その他マニュアル等）もあることに留意すること。	
住み込み労働の場合は、生活している居室等の生活環境も確認すること。	
訪問調査を行う場合、企業所在地市町村の協力を得ることも検討すること。市からの通知は企業所在地の都道府県に行う。	
<p>事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた場合や、更に大阪府と共同して事実確認を行う必要がある場合には、速やかに大阪府に通知すること。報告にあたっては平成24年9月28日障地2018「障がい者虐待の防止等に関する留意事項について」の添付様式「使用者による障がい者虐待について（報告）」を使用すること。</p> <p>なお、大阪府より各市町に対し、権限を移譲されている場合については、担当部署に対し、同様の様式にて報告を行うこと。</p> <p>《大阪府に報告する項目（参考）》 <small>【障害者虐待防止法施行規則（厚生労働省令第132号）4条 市町村からの通知（一部抜粋、改編）】</small></p> <p>市町村は…通報又は…届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、…使用者による障害者虐待…の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を…事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模 ② 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者…の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態 ③ 使用者による虐待の種類、内容及び発生要因 ④ 使用者による虐待を行った使用者…の氏名、生年月日及び被虐待者との関係 ⑤ 市町村が行った対応 ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容 	

《訪問調査時に必要なもの》

確認すべき項目	確認欄	確認すべき項目	確認欄
職員証		住宅地図	
携帯電話		白紙の用紙またはメモ用紙（不在時用）	
カメラ・録音機 （携帯電話にカメラ・録音機能のついたもの）		消毒液・使い捨て靴下・使い捨て手袋	
防犯ブザー		小銭	
懐中電灯（夜間の場合）		駐車の際の案内板（「移動が必要な際はこちらへご連絡ください…」）	

4 立入調査

障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と規定しています。（障害者虐待防止法第11条第1項）

立入調査の際には、障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとしています。（障害者虐待防止法第12条第2項）

その際は、「障害者虐待事案に係る援助依頼書」（様式5-2）を作成します。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	事前準備 ①実施のタイミング（時期）の確定 ②想定される複数の状況に対応するシナリオづくり ③役割分担の決定 ④点検表の作成 ⑤緊急の場合の障害者の保護先の確保 ⑥泉南警察署への援助要請（必要に応じて） ≪「障害者虐待事案に係る援助依頼書」（様式5-2）の作成≫	
2	市	立入調査の実施 ①身分証明書（職員証等）携帯の確認 ②立入調査の目的等の再確認 →「障害者の安全確認が第1目的であり、必要に応じて障害者を保護する」という意思統一を行う。 →立入調査は権限行使として、障害者や養護者の同意なく住居内に立ち入ることではあるが、鍵や扉を壊して居室の中に入ることは認められていない。 ③罰則規定に関する確認 <div style="text-align: right;">【障害者虐待防止法第46条】</div> 第46条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。 ④立入調査の実施 →養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることの説明を行う。	
3	市	立入調査のまとめ及び報告 ※立入調査実施後、立入調査報告書（様式6）を作成するとともに、ケース会議を開催し、虐待の有無、緊急性の判断、支援方針の決定を行う。立入調査により、そのまま障害者を分離保護した場合にはその根拠について再確認を行う。	

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン

第5章 養護者による障害者虐待への対応

4 立入調査

《立入調査が必要と判断される状況例》

確認すべき項目	確認欄
障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。	
障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。	
何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。	
過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の可能性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。	
障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。	
入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。	
入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。	
養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。	
家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。	

《立入調査を行う際の留意事項1》

項目	確認すべき項目	確認欄
泉南警察署との連携	<p>《援助要請の手続き》</p> <p>立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市担当職員だけでは職務執行をすることが困難で、泉南警察署の援助が必要である場合には、泉南警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにすること。</p>	
	<p>《泉南警察署による援助の概要》</p> <p>立入調査そのものは、市が法に基づいて主体的に実施するもので、警察官の職務ではないため、警察官は、現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によって市担当職員と一緒に立ち入ることが想定される。</p> <p>警察官は、障害者の生命又は身体の安全を確保するために、警察官職務執行法その他の法令に定める措置を講じる。</p> <p>《警察官職務執行法による措置の例》</p> <p>○保護（警職法第3条） 病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、取りあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。</p> <p>○犯罪の予防及び制止（警職法第5条） 犯罪がまさに行われようとするのを認めたとときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。</p> <p>○立入（警職法第6条） 危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するために、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物の中に立ち入ること</p> <p>泉南警察署との連携を円滑に行うためには、普段から必要な場合はケース会議に参加してもらうなど、警察署との連携体制を構築すること。</p>	
その他の関係者との連携	<p>養護者に精神的な疾患が疑われる場合は保健所等と連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられる。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、必要な場合には、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておくこと。</p> <p>養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合が考えられる。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくこと。</p>	

《立入調査を行う際の留意事項 2》

項目	確認すべき項目	確認欄
立入調査の執行体制	予測される事態に備え、複数の職員を選任する。 担当課担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる保健師等の同行も有効である。	
	事前に説明者、移送の同行者、タイムキーパー等役割分担を決めておくこと。また、必要な職種（医療職等）の確保、親族への協力要請、移送車等の手配などをしておくこと。	
立入調査の実施方法の検討	立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、泉南警察署等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要がある。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これができるとは解されていない。 立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではないため、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要である。	
	立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はない。 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になる。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているとき、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討すること。	
立入調査の実施	立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示すること。 【障害者虐待防止法第11条第2項（一部抜粋）】 立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
	養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることの説明を行う。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明すること。 また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが重要である。	
	動揺した養護者等が暴力をふるう、窓から飛び降りるなど、最大限考えられるリスク、一番危険な状況を想定しておくこと。	
	事実確認チェックシート（様式4）を活用し、養護者から聞き取ること、居所内で点検することを事前にリストアップしておくこと。	
	障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば健康状態の確認は、同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましい。	
	ネグレクトであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に係わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意し、迅速に対応すること。	
	障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取すること。	
	障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等により記録しておくこと。	
	障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が認められるときには、緊急入院や入所措置によって、障害者と養護者を分離し保護する。 このとき、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが重要である。	
	緊急に障害者と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うこと。 なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが重要である。 各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくする環境づくりに留意すること。	

5 ケース会議の実施

ケース会議とは、訪問調査や立入調査などによる事実確認を行った結果、それらの事実をもとに虐待であるかどうかを組織的に検討し、虐待事案に対する当面の支援方針を検討する会議です。

高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、高齢者の担当者もケース会議に参加し、支援方針について、ともに検討を行います。

コアメンバー会議の出席者の他、虐待の事案に応じて相談支援事業者等のケース対応メンバーや、場合によっては弁護士等の専門家が入ることもあります。対応方針の検討にあたっては、何よりも本人の安全が確保されていること、本人が安心して生活を送るための環境整備を図るという視点が重要です。

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	ケース会議メンバーの招集 ※担当課職員（管理職・担当者）のほか、今後の支援に関わる関係機関の職員等の招集を行う。緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。 ※緊急性の判断をするために必要に応じて、専門家（医師、弁護士等）の参加を求めることもある	
2	市 ケース会議メンバー	ケース会議の開催 ※下記の項目について検討を行う。 ①開会 ・会議開催の目的を共有する ②事例の提示 ・事例の概要説明を行う ③事例の共有化 ・質疑応答や追加情報の共有を通じて事例の全体像を共有する ④課題の明確化 ・事例の共有化から課題や虐待発生メカニズムを確認する ⑤支援方針の検討 ・緊急性の判断だけではなく、具体的な支援方針（短期、中期、長期）を検討する ⑥支援方針の決定 ・支援方針の検討結果を踏まえて結論を明確化する（関係機関／関係者の役割分担についても明確化する） ・モニタリング時期や緊急時の対応方法についても明確化する ⑦閉会 ・ケース会議の振り返りを行う	
3	市	記録の共有 ※ケース会議記録シート（様式7）、虐待対応支援計画書（様式8）、モニタリングシート（様式9）を作成するとともに、関係機関・関係者で共有を行う。原本については、担当課が保管を行う。	

《ケース会議のメンバー構成》

項目	確認すべき項目	確認欄
コアメンバー	<p>担当課職員（管理職・担当者）、障害者虐待防止センター担当職員の招集を行う。事例対応に置いて措置や立入調査といった緊急対応の判断が求められることから、管理職の招集は必須となる。</p> <p>高齢者虐待、障害者虐待に対し、包括的な視点から取り組みを行うため、高齢者の担当者もケース会議に参加すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課職員（管理職・担当者・高齢者担当者） ・障害者虐待防止センター担当職員 	
ケース対応メンバー	<p>虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係担当者 ・相談支援事業者 ・障害福祉サービス事業所 ・医療機関 ・保健所 ・社会福祉協議会 ・民生委員 ・関係労働機関 <p style="text-align: center;">等</p>	
専門家チーム	<p>専門的な助言・支援など、スーパーバイズにあたる専門職。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南警察署 ・弁護士 ・医療機関等 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・消費者センター <p style="text-align: center;">等</p>	

《ケース会議を実施する上での視点》

項目	確認すべき項目	確認欄
課題の明確化と対応方針の決定	<p>虐待解消に向けて解決すべき課題を整理し、障害者、養護者・家族等のそれぞれについて、課題を明確にすること。</p> <p>また、それぞれの課題について、障害者、養護者・家族等の意見・希望を尊重しつつ、障害者の安心した生活の確保に繋がるのか見極めながら対応方針を決定すること。</p> <p>併せて、対応の優先順位についても検討・決定すること。</p>	
課題の解決に向けた対応と役割分担の決定	<p>対象者ごとのそれぞれの課題に対して、対応の結果どのような状態になることが望ましいか検討して目標を設定すること。</p> <p>併せて必要な対応や段取りを設定し、どの機関が担当するかを具体的に決めておくこと。</p>	
評価期限の設定	<p>どのくらいの期間で設定した目標を達成できるか想定し、あらかじめ評価期限を設定しておく。</p> <p>評価期限が到来したら再度ケース会議を開催し、対応状況の確認や対応方針の修正を行うこと。</p> <p>また、期限前であっても、状況の変化に応じてケース会議の開催が必要になる場合があるので、連絡体制を整備・確認しておくこと。</p>	
積み残し課題の整理	<p>対応が必要ではあるが、現時点では対応が困難な課題があれば、留意点として整理しておくこと。</p>	

《ケース会議を行う際の留意事項 1-事前準備》

確認すべき項目	確認欄
会議開催の目的は明確になっているかを確認する。初動段階と継続対応段階で目的が違ってくるので留意すること。	
会議開催の時期は適切か確認する。初動段階では速やかな開催が必要であり、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方が必要になる場合も考えられる。	
あらかじめ会場の確保を行うこと。関係者が集まりやすいような時間と場所にすることが重要となる。	
必要な検討が実施可能なもの・緊急性の判断が可能となるものとなるよう、あらかじめ書類を整備しておくこと。	
招集する関係機関・関係者が適切か確認すること。虐待の事案に応じて関係機関・関係者は異なることに留意が必要である。関係機関によっては依頼文書が必要なこともあることに留意すること。	
出席者は現在対応を行っている機関に加え、今後関与を想定される機関にも出席を依頼すること。この時、虐待対応にあたる役割を担ってもらうことを事前に伝え、機関の管理職の承諾を得たうえで会議に出席してもらうことが望ましい。	
市の権限の行使についての判断が必要になる場合には、担当課の管理職も会議に出席することが望ましい。	

《ケース会議を行う際の留意事項 2-会議実施時》

確認すべき項目	確認欄
会議開催の目的を確実に達成できるよう、司会、会議録作成等会議における役割分担をあらかじめ決めておくこと。	
個人情報の取扱いについて、出席者間で確認しておくことが重要である。個人情報の保護に関する法律における例外規定「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に基づき、被虐待者・養護者等の同意を得ないで、個人情報を取り扱うことに対する制限が解除されると考えられる（個人情報の保護に関する法律第16条第3項の2・泉南市個人情報保護条例第8条第1項の6）が、必要に応じて誓約書を徴収することも検討しておくこと。	
集めた情報から個々の虐待発生要因と本人が安心して生活を送るための課題やニーズを整理し明確にしておくこと。	
アセスメントでは、ケース会議記録シート（様式7）を活用し、個々の情報から予想される虐待リスクを確認する。さらに個々のリスクの関係性を整理することで、虐待発生要因を明確化し、課題の整理へとつなげる。	
虐待発生要因解消を主眼にした、虐待対応支援計画書（様式8）を作成する。例えば介護が養護者に集中して負担が高いということがわかれば、福祉サービスの導入を図り、介護負担を軽減するなどがあげられる。	

《ケース会議を行う際の留意事項 3-会議後の処理》

確認すべき項目	確認欄
会議記録を作成する。ケース会議記録シート（様式7）、虐待対応支援計画書（様式8）、モニタリングシート（様式9）の作成の他に、あらかじめ会議記録の様式（支援方針、支援計画、関係機関・関係者の役割等が明確になるもの）を整備しておくこと。	
関係機関・関係者に会議記録を配布し、会議の情報を共有すること。	

6 支援の実施

(1) 緊急保護<<養護者との分離>>

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<<保護・分離にあたっての留意事項>>

項目	確認すべき項目	確認欄
迅速な対応	事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応すること。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする。	
	場合によっては、障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに関係機関に連絡し、必要に応じて、医療機関や泉南警察署への通報を行うこと。	
保護・分離の要否の判断	障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断することとし、その判断は担当者個人ではなく組織として決定する。そのため、ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断を行うこと。	
情報収集	特別な医療的ケアの必要な人の分離にあたっては、服薬状況などの情報収集に努めること。	
分離・保護の手段	虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（短期入所、施設入所等）、医療機関への一時入院などの方法が考えられる。 障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討すること。	

(2) 緊急保護《やむを得ない事由による措置》

① 「やむを得ない事由による措置」とは

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。

（障害者虐待防止法第9条第2項）

② 「やむを得ない事由による措置」によるサービスの種類

利用できるサービスは、次のとおりです。

《「やむを得ない事由による措置」によるサービスの種類》

根拠法	条項	規定内容	確認欄
身体障害者福祉法	第18条第1項	身体障害者に対する障害福祉サービスの措置 （※施設入所支援・療養介護を除く）	
	第18条第2項	身体障害者に対する施設入所支援、療養介護の措置	
	第38条第1項	措置に係る費用負担の徴収	
知的障害者福祉法	第15条の4	知的障害者に対する障害福祉サービスの措置 （※施設入所支援・療養介護を除く）	
	第16条第1項第2号	知的障害者に対する施設入所支援、療養介護の措置	
	第27条	措置に係る費用負担の徴収	

※当該障害者が身体障害者又は知的障害者以外の障害者（精神障害・発達障害等）である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも可能である。

③ 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるとしてしています。（障害者虐待防止法第10条）

●具体的な手順

手順番号	担当	手順	確認欄
1	市	受入施設等との協議 ※受け入れる施設等に対し、事前に本人の状況や行動特性など、分かっている情報を整理して伝える。	
2	市	措置の依頼 ※施設等に対し、措置の委託を依頼する。	
3	市	措置の実施（及び変更・解除） ※措置を行おうとする障害者に対し、措置決定を通知する。 ※措置の変更や解除を行った場合は、その旨本人と施設等に通知する。	
4	施設等	費用の請求 ※委託を受けた施設等は措置にかかった費用を算定し、市町村に請求する。 【請求費用…A～Cを合算した額】 A：介護給付費等基準額 →報酬単価が区分により違う場合は支給決定が行われるまでの間最も低い区分の単価を適用 B：療養介護医療費 →ただし、健康保険加入者は保険負担分を除いて請求 C：特定費用 →食費及び光熱水費（光熱水費は入所施設に限る。）日用品費等は含まない。療養介護はBで算定されているので含まない。	
5	市	費用の徴収 ※「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の規定に基づき階層区分の認定を行う。 1) 徴収金額を決定する場合において、必要があると認めるときは、本人又は扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者）に対し、世帯状況他、所得状況がわかる書類の提出を求める。 2) 徴収金額を決定又は変更したときは、納入義務者に通知する。 《民法第八百七十七条（扶養義務者）（参考）》 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 費用の負担が困難な場合、生活保護の申請等や大阪府社会福祉協議会と連携し、社会貢献事業等の申請を図る等の対応を行う。	
6	市	措置後の支援（障害者） ※入所した障害者の精神的な支援 ※障害者が安心して生活を送ることができる居所の支援 ※成年後見制度利用支援事業を活用するなど、契約に向けた支援	
7	市	措置後の支援（養護者） ※養護者に対する精神的な支援 ※生活費・医療費に困窮している場合は、生活保護等の措置の検討	

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン
 第5章 養護者による障害者虐待への対応
 6 支援の実施

《被虐待者を居室に保護する際にかかる経費等について（参考）》

項目	措置			契約		
	施設入所	短期入所・宿泊型自立訓練	共同生活介護・共同生活援助	施設入所	短期入所・宿泊型自立訓練	共同生活介護・行動生活援助
サービス等事業費	措置費	措置費	措置費	介護給付等	介護給付等	介護給付等
利用者負担金	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等
食費	措置費	措置費	措置費	自己負担（特定障害者給付費等による支給有）	自己負担（食事提供体制加算による減額有）	自己負担等
光熱水費	措置費	自己負担等	自己負担等	自己負担（特定障害者給付費等による支給有）	自己負担等	自己負担等
被服費	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等
日用品費 （消耗品、タオル、歯ブラシ等）	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等
家賃 （共同生活介護・共同生活援助・その他居室のみ）			自己負担等			自己負担等（特定障害者特別給付等による支給有）
受診自己負担分、医療保険加入料	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）	自己負担等（医療保険加入者の場合は加入保険の割合に応じた自己負担 ※医療助成による自己負担軽減あり）
移動費 （保護先への移動、または退所先への移動）	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等
被虐待者の状況により特別に見守り等の人員が必要な場合の、特別な人件費・諸経費等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等	自己負担等

※表中の「自己負担等」の項目については、自己負担を原則とする。本人に支払能力がない場合については、扶養義務のある親族（民法 877 条）と支払について協議するとともに、生活保護や、大阪府社会福祉協議会の実施する社会貢献事業の検討を行う。

《施設等への緊急搬送に関するガイドライン-その1》

項目	確認すべき項目	確認欄
施設等への緊急搬送に関する基本的な対応	「やむを得ない事由による措置」等により、被虐待者を障害福祉サービス、障害者支援施設等や医療機関等へ緊急搬送する場合には、緊急車両・福祉タクシー等の要請による搬送を原則とする。円滑な搬送が可能となるよう、関係機関（泉南警察署・泉南市消防本部・タクシー事業者）と連携を図ること。	
	ただし、下記の項目に該当するような緊急性が認められ、かつ緊急車両等の要請が困難な場合に限り、コアメンバー会議による決定・承認を受けた上で、人道的な見地から担当課職員等が公用車を使用し搬送を行うこと。 (i) 生命が危険な状態にさらされている <small>【参照：P55<緊急性が高いと思われる際の判断基準>】</small> (ii) 本人が即時の保護救済を強く求めている	
担当職員等による搬送時における対応	搬送時については、被虐待者の安全等の確保のため、複数名による搬送を行うこと。（運転手1名・被虐待者のケア1名※被虐待者が複数名の場合は複数名で対応）	

《施設等への緊急搬送に関するガイドライン-その2》

項目	確認すべき項目	確認欄
被虐待者から搬送の同意を得られない場合の対応	搬送時にあたっては、原則、被虐待者本人の同意を得た上で行うものとする。本人の同意が得られない場合については、親族・相談支援事業所等と連携しての見守りを行う。	
	本人の同意が得られない場合でも、「生命が危険な状態にさらされている（P55 参照）」状態等、緊急性が認められる場合については、扶養義務のある親族（民法 877 条）から同意を得ることで搬送を行う。 (i) 原則、親族からは書面にて搬送の同意を得る (ii) 書面での同意が難しい場合、担当課職員等 2 名以上の立ち合いのもと、口頭で同意を得る。	

《保護にあたって市が施設等に提供する情報例（参考）》

項目	確認すべき項目	確認欄
被虐待者の情報	基礎情報 (氏名、性別、生年月日、年齢、住所、障害種別、手帳等級、障害程度区分)	
	身長、体格	
	障害の特性、対応で気を付けること等、自傷他害行為の有無	
	アレルギーの有無、食事の留意点	
	食事、衣服の着脱、入浴、排泄、洗面、移動等の自立状況	
	感染症の有無	
	既往歴（てんかん含む）	
	かかりつけ医の名称、所在地、電話番号	
	常時服用している薬の有無、薬の内容	
	障害福祉サービスの利用状況（名称、所在地、電話番号、担当者名）	
	経済面（年金受給、生活保護等本人の所得状況）	
虐待者の情報	基礎情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、被虐待者との続柄、職業）	
	過去の虐待に関する歴（過去の立件の有無、逮捕歴含む）	
	面会の要求など、施設で対応が必要になった際の留意すべき点	
	薬物、アルコールの依存など	
	経済状況（虐待者の所得状況）	
虐待に関する情報	虐待の内容並びに本人の状況、身体的虐待の場合は怪我の部位等	
	保護の理由	
市町村等の支援体制に関する事項	市担当者の氏名（複数）、連絡先（休日夜間などの緊急連絡先含む）	
	キーパーソン（虐待者以外の信頼のおける親族等の身元引受者や、後見人、保佐人、弁護士等）の有無、連絡先、キーパーソンが対応協力可能な範囲	
保護に当たっての確認事項	保護の期間	
	措置解除の見通し、契約に変更する予定の有無	
	保護中の支援方針（障害福祉サービスの利用方針、通院治療の要否、医療が必要になった場合の対応（市職員が病院に連れて行くのか、移動の手段、医療費の負担等含む）	
	日用品（着替え、寝間着、タオル、歯ブラシ、髭剃り、等）の準備状況、自己負担分の立替払いなどの方針（措置費や報酬では日用品や医療、その他自己負担になるものが多くあるため、施設に負担はさせることがないよう、準備状況や方針を伝えておくことが必要）	
	被虐待者の行動範囲、留意点（単独で外出させてよいかどうか等）	
	被虐待者の意向	
	面会制限の有無と対応方法（誰との面会を制限するか、施設に連絡してきたり、引き戻しに来た場合の虐待者へ対応の仕方等）	
	虐待者以外で留意すべき人物の有無	
その他	養護者への支援方針	
	成年後見支援制度の利用予定、その他、各制度の利用予定等	

(3) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとしています。

(障害者虐待防止法第13条)

《面会の制限にあたっての留意事項》		
項目	確認すべき項目	確認欄
面会要望に対する基本的な対応	分離後の面会制限の必要性、養護者が面会を求めた場合の対応等については、措置前に十分に検討し、施設側と打ち合わせておくこと。	
	面会の制限が必要であると判断したときは、その旨を養護者に伝えますが、場合によっては措置施設の場所自体を伝えないなどの手段も検討すること。	
	養護者から面会の申し出があった場合は、本人の意思、客観的に面会できる状態にあるかを確認すること。 また、ケース会議等において市と施設が協議して面会の可否を判断するが、障害者本人の安全を最優先することが重要である。 なお、面会可能と判断した場合でも、施設職員や市職員が同席するなど状況に応じて対応すること。	
施設側の対応	障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるが、その際には、できる限り事前に市と協議を行うこと。 【障害者虐待防止法第13条（一部抜粋）】 市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。	
	虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について協議しておくとともに、措置の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておくこと。	
契約入所や入院等の場合	虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていない。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市と協議して養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得する方法で面会を制限することがあることに留意すること。	
施設入所者に対する養護者の虐待について	既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じること。そのうえ、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図ること。	

(4) 分離後の留意事項

やむを得ない事由による措置等によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とします。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援が重要です。

また、保護された障害者が特に介護の必要がなく自立している場合には、障害者施設的环境になじめないことも予想されるため、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り障害者本人の意思を尊重し、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援を行います。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携を図ります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介するなど必要な支援を行います。

(5) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

《措置の解除が必要と判断される状況例》

項目	確認すべき項目	確認欄
自立した生活への移行	保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合、退所するまでは地域移行支援、退所した後は地域定着支援の対象となる場合があるので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが重要である。	
家庭へ戻る場合	関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられる。	
障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合	保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられる。 また、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいなど障害者本人の状況に応じてグループホーム・ケアホームへの移行を検討した方がよい場合がある。	

(6) 要介入（緊急以外の支援の実施）の場合

①適切な福祉・医療サービスの導入等

ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることとします。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとしています。（障害者虐待防止法第41条）

《適切な福祉・医療サービス等を導入する際の留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
適切な福祉・医療サービス等の導入	障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ること。	
	本人への支援だけでなく、介護者（養護者）の負担軽減の視点を持つこと。	
	ケースに関わる人や機関（見守りの目）を増やすことで、虐待に関する情報の収集や、養護者への牽制の効果も期待できる。	
	市の担当だけでは、夜間・休日を含む常時の対応は難しいため、相談や支援、日常の見守り等を分担できる機関（相談支援事業所、日中活動系サービス等）の協力を得るなど、連絡を密にし支援体制を整備すること。	
	医療機関への受診が必要な場合は、専門医を紹介するなど、診断・治療につなげる。	
	福祉・医療サービス等の導入を進める際には、サービス冊子などにより、本人及び養護者等にもわかりやすく説明し、事業所等の選択や利用手続き、連絡・調整などを支援すること。なお、利用手続きに時間や手間がかかると思われると、導入に消極的になることもあるので注意すること。	
	サービスや医療につないでただけでよしとせず、随時当該サービス等の利用状況の把握に努めること。	
経済的な困難がある場合	年金や各種手当など、利用できる可能性がある制度を案内し、担当につなぐ。	
	必要に応じて生活保護の担当につなぎ、状況により職権保護を検討する。	
	就業が必要な場合は、就労支援のための相談・支援機関、サービスにつなぐ。	

②成年後見制度等の導入

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市長申立て」といいます。）をする」ことを規定しています。

（障害者虐待防止法第9条第3項）

成年後見制度の親族申立てが困難な場合（親族がいない、申立てに反対している、親族自身が虐待している等）は、市長申立てを検討します。

《成年後見制度等の活用の判断基準》

項目	確認すべき項目	確認欄
成年後見制度の判断基準	成年後見制度は、判断能力が不十分な人を対象とする制度であるため、制度利用に当たって本人の自発的な意思と行動にのみ期待することに無理があることが想定できる。とりわけ、身近に頼りになる親族等がない場合には、市による公的な支援は欠かせない。 また、障害者虐待は、家族等の身近な人による保護が十分に行われていなかったり、あるいは身近な人自身が虐待を行っている当事者であることも少なくないため、被虐待者の判断能力が不十分な場合には、成年後見制度を活用することが課題解決につながる可能性のあることを前提に検討を行うこと。	
	法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市長申立ての場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしている。	
日常生活自立支援事業の活用の検討	社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じたり、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施している。 日常生活自立支援事業活用も念頭に置いた支援策を検討すること。	

《市長申立てに関する留意事項》

項目	確認すべき項目	確認欄
市長申立ての原則	市長の申立て決定の判断に際しては、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となる。市においては、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となる。 意思決定の明確化、申立事務の点検や検証などを行うために、担当課等で構成する審査会を実施すること、	
	市長申立てを行うに当たっては、市は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いとしている。(ただし、2親等内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長申立ては行われなことが基本となる。) なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられる。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立てが必要となる場合がある。	
市長申立てを最終決定する際の判断材料	成年後見人等が就任することで、現在の問題は改善するか。その際の成年後見人等に期待する支援内容はなにか。	
	成年後見制度以外の支援方法はないか。	
	市長以外に申立てを行える親族はいないか。また、本人申立てに切り替えることができる可能性はないか。	
	成年後見人候補者は決定しているか。 申立て費用は求償できるか。 審判前の保全処分の必要性はあるか。	

(7) 養護者への支援

障害者虐待防止法では、市は、「養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」と規定しています。(障害者虐待防止法第14条第1項)

また、障害者虐待防止センターにおいても、「養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行う」としています。(障害者虐待防止法第32条第2項第2号)

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。そのため、これらの要因を一つひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点を持って対応します。

《養護者に対する支援の視点》

項目	確認すべき項目	確認欄
信頼関係の確立	支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要がある。そのために、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討すること。	
家族関係の回復・生活の安定	支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にある。支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わり、障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげていくこと。	
養護者の介護負担・介護ストレスの軽減	介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようする。 特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めること。 障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合も考えられる。 障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行う。 また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつけてしまうこともある。 支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することにより、養護者の精神的な支援を行うこと。	
養護者への専門的な支援	養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入すること。	
養護者からの不当な要求や脅し等への対応	養護者への支援の過程で、養護者から不当な要求や脅し等があった場合は、窓口を一本化し、統一的な方針のもとにき然とした態度で臨むなど、組織的な対応を図ることも必要である。 職員一人では対応せず複数で対応し、やりとりを記録しておくこと。場合によっては相手に通告したうえで、録音装置で記録しておくことも有効である。 また、必要に応じて専門家（弁護士・泉南警察署等）の助言を仰ぐこと。	

(8) 見守り支援が必要な場合

原則として、あらかじめ養護者・使用者等に対して、現在の行為（虐待）は障害者にとって不適切であることを伝えておきます。

関係機関で見守りのための体制を構築し、各機関の役割分担をきめて見守りを行い、定期的に情報交換、ケースへの評価等を行います。

見守りにあたっては、障害者だけでなく、養護者・使用者等にも着目した状況把握を併せて行います。

《初期対応に関する支援の視点》

初動期対応で安全が一定確保されている場合であっても、支援をしていく中で状況は変化していくため、支援を行う中で常に安全確保に目配りをしておく必要があります。虐待の解消と障害者が安心して生活を送るための環境調整を行い、個別の課題やニーズを明確にしたうえで虐待対応支援計画書（様式8）を使用し、具体的かつ適切な支援を行います。

また、施設従事者による虐待の場合には、社会福祉法や障害者総合支援法による指導監査の権限規定が移譲されている市町村については、各法に基づく立入検査や報告徴収などを通じて、施設に対して適切な指導監査を行うことにより、組織的な虐待及び不適切な行為を根本から改善することが大切です。

使用者による虐待に対する対応・改善策については、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築に努めるなど、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です。このため、公共職業安定所等が行う使用者に対する障害者雇用に関する理解の促進や、障害者の雇用に関する助言などの就労支援と協力し、相談支援など生活上の支援を行います。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している賃金不払いや長時間労働等の労働基準関係法令上問題がある事案や各種就労に関する労働相談である場合には、労働基準監督署や公共職業安定所等の適切な相談窓口につなぎます。

7 モニタリング・虐待対応の終結

(1) 定期的なモニタリング

緊急的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれがあるため、ケース会議で決定された方針に基づいて行った支援内容について定期的に評価・見直しを行います。

担当職員や障害者虐待防止センターの職員、相談支援専門員等が定期的な訪問を継続するほか、支援を行う関係機関からの聞き取りなどにより障害者や養護者等の状況を把握しながら確認・再評価し、必要に応じて新たな支援を検討します。

支援方針を関係機関で具体的に共有するため、モニタリングシート（様式 9）を使用し記録しておきます。

《モニタリングに関する留意事項》

確認すべき項目	確認欄
事実確認において確認された虐待や不適切な行為は改善されているか、危険度は増していないか、その他リスク要因はないかを確認すること。	
その他の新たな虐待や不適切な行為などが生じていないか確認すること。	
個々の到達目標に沿って、適切に支援が実施されているか確認すること。到達目標が達成できていない場合には、新たな取り組みの必要性について確認すること。	
到達目標に対する成果をケース会議などの場で客観的に評価する。	
評価した結果については、障害福祉施設や使用者等にフィードバックすること。	
障害者の気持ちの変化や新しい情報や事実の確認、環境などの状況変化がないか確認すること。	
状況に変化がないときであっても、密室化していないか、または新しい情報や事実はないか確認すること。	

※モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要である。そのため、会議等において事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが重要である。

評価の実施にあたっては、設定した到達目標によって具体的な役割や支援内容及び実施期間を意識するなど、あいまいにしないことが重要である。（PDCA サイクルを参考にすること）

※障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関とのケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していくこと。

(2) 虐待対応の終結

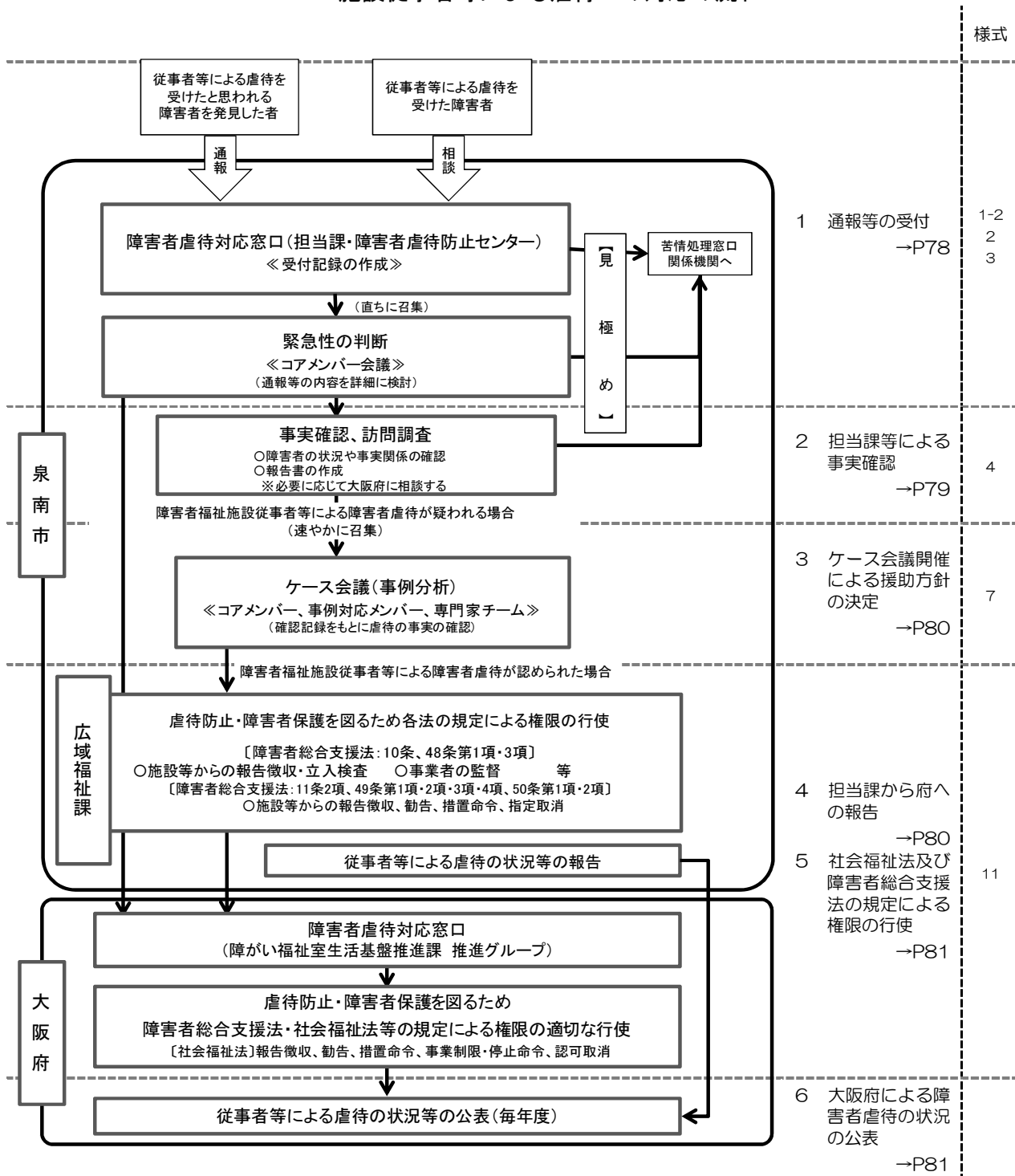
虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待対応支援計画書（様式 8）にある「解決すべき課題」が全て解消されるなど、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱います。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として担当課内や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

第6章 施設従事者等による障害者虐待への対応

施設従事者等による障害者虐待への対応については、下記の図の流れになります。

《施設従事者等による虐待への対応の流れ》



1 通報等の受付

(1) 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています。

(障害者虐待防止法第16条第1項)

これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています。

(障害者虐待防止法第16条第2項)

(2) 施設等の所在地、若しくは支給決定を行った市町村が泉南市ではない場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地、若しくは当該支給決定を行った市町村が泉南市ではない場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が泉南市ではない場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った大阪府及び府より権限を委譲されている市町村と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

(3) 通報時の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた担当課職員等は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（施設の苦情解決責任者・苦情解決委員会、若しくは大阪府社会福祉協議会に設置されている福祉サービス苦情解決委員会等-P45を参照）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

＜通報時の受付時の対応における留意点＞

項目	参照するページ	確認欄
相談・通報内容が苦情の場合の対応	(2) 相談・通報内容が苦情の場合の対応 を参照【本ガイドライン P45-P46】	
受付時の対応 個人情報の保護	(2) 受付記録の作成 を参照【本ガイドライン P52-P53】	

《公益通報者に対する保護規定》

平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

（公益通報者保護法第3条・第5条）

保護される項目	確認欄
解雇の無効	
その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止	

（4）コアメンバー会議による対応方針の協議

本ガイドライン P54 - P55 「2 緊急性の判断と安全確保」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意してください。

《通報時の受付時の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
コアメンバー会議の開催	2 緊急性の判断と安全確保 を参照【本ガイドライン P54-P55】	

2 担当課等による事実確認

障害者虐待と思われる相談・通報の場合、受理後の対応については、基本的には養護者による障害者虐待への対応の場合と同様（P54-P56を参照のこと。）ですが、通報等を受けた担当課は、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所及び虐待を受けたと思われる障害者に対し、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。

こうした事実確認等は、市が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項）に基づくものではなく、障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

担当課から大阪府への報告は、担当課等が行う事実確認により障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等による障害者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合についても早急に府へ報告し、府と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

《事実確認の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
担当課等による事実確認	3 事実確認・訪問調査 を参照【本ガイドライン P56-P58】	

《障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所などの従事者等による障害者虐待事案において、調査・確認すべき項目例（参考）》

項目	確認すべき項目	確認欄
障害者本人への 主な調査項目	虐待の種類や程度	
	虐待の事実と経過	
	障害者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握	
	障害福祉サービス等の利用状況	
	障害者の生活状況等	
障害者福祉施設・ 障害福祉サービス事 業所等への 主な調査項目	当該障害者に対するサービス提供状況	
	虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等	
	通報等の内容に係る事実確認、状況の説明	
	職員の勤務体制	
調査を行う際の 留意事項	客観性を高めるために、原則として2人以上の職員による訪問調査を実施すること。	
	医療の必要性が疑われる場合には、看護師等が立ち会うこと。	
	障害者、障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対し、訪問の目的や調査事項、障害者の権利などについて十分な説明を行うこと。	
	障害者や障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の権利、プライバシーについて十分配慮すること。	

3 ケース会議開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

《ケース会議開催時における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
ケース会議の開催	5 ケース会議の実施 を参照【本ガイドライン P62-P64】	

4 担当課から大阪府(障がい福祉室生活基盤推進課 推進グループ)への報告

障害者虐待防止法では、市は障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等による障害者虐待の事実を確認した場合、大阪府（障がい福祉室生活基盤推進課 推進グループ）に報告することが義務づけられています。

(障害者虐待防止法第17条)

担当課から府への報告にあたっては、報告書（様式11）を活用し、随時報告することになりますが、悪質なケース等で、迅速な対応が求められる場合もありますので、常に連携をとっておくことが必要です。

担当課によって障害者虐待の事実が確認できていないときや複数市町村にまたがる事案の場合、又は重大な虐待のおそれがある場合については、担当課等は府の職員、若しくは府より権限を委譲されている市町村職員と協力し、事実確認のための調査を実施します。

5 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています。(障害者虐待防止法第19条)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市又は大阪府は、指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

6 大阪府による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。

(障害者虐待防止法第20条)

この公表制度は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障害者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名を公表されることにより、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません(ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨が公示されます)。

≪障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所などの従事者等による障害者虐待事案において、公表される項目等(参考)≫

公表される項目	確認欄
虐待があった障害者福祉施設等の種別	
虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種	

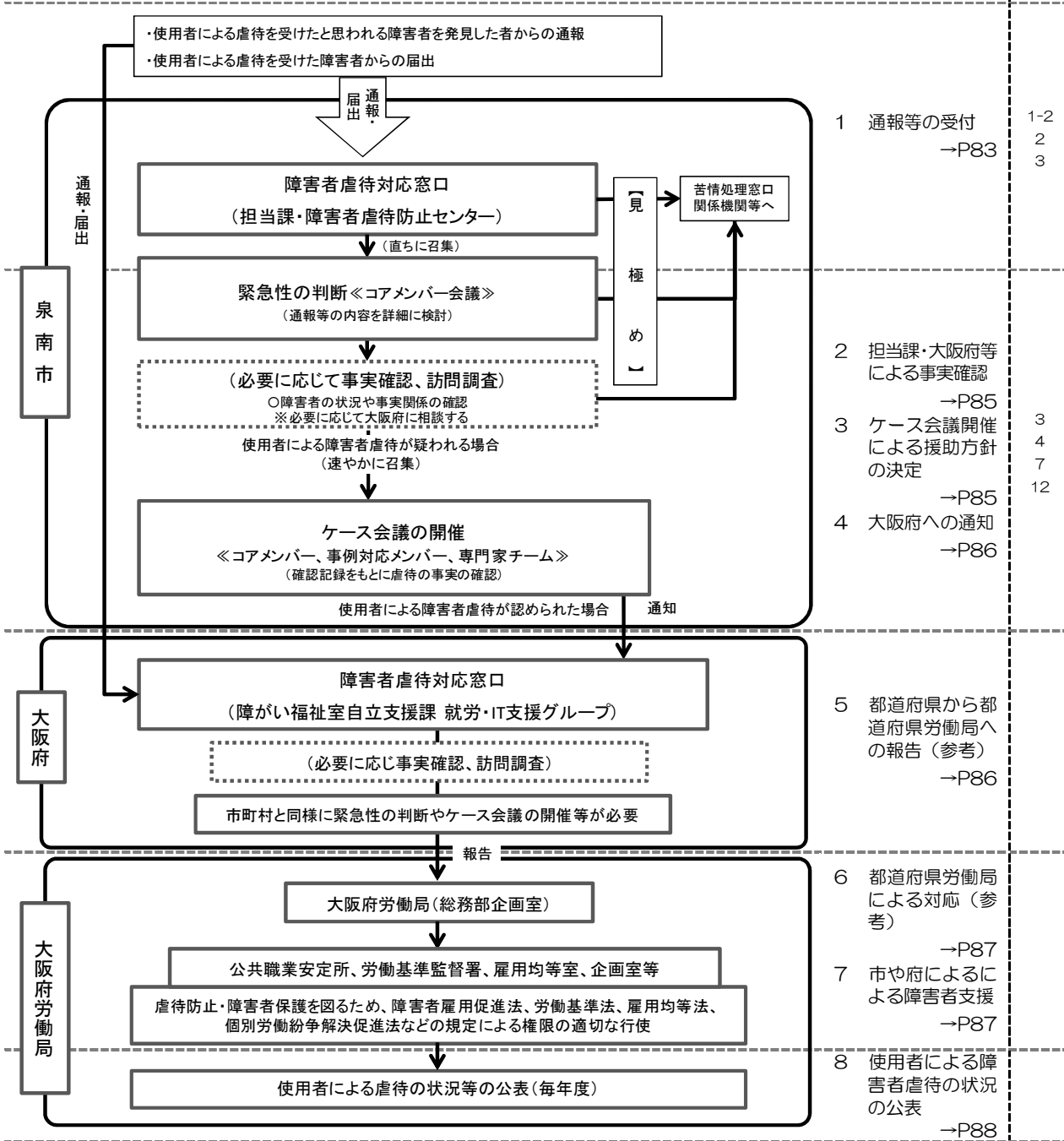
【障害者虐待防止法施行規則(厚生労働省令第132号)第3条】

第7章 使用者による障害者虐待への対応

使用者による障害者虐待への対応については、下記の図の流れになります。

《使用者による虐待への対応の流れ》

様式



1 通報等の受付

(1) 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています。

(障害者虐待防止法第22条第1項)

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています。

(障害者虐待防止法第22条第2項)

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

(2) 事業所の所在地若しくは障害者の居住地が泉南市ではない場合

①事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、大阪府（事業所の所在地の都道府県）に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

②居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、大阪府（事業所の所在地の都道府県）に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③大阪府（事業所の所在地又は居住地の都道府県）に通報等があった場合

通報を受けた大阪府は、速やかに居住地の市町村に連絡をするようになっていきます。

(3) 通報時の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン
 第7章 使用者による障害者虐待への対応
 1 通報等の受付

そのため、通報等を受けた担当課職員等は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

《労働相談の例 - 参考》

相談窓口	相談項目（例）	確認欄
労働基準監督署	障害者である労働者与其他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案	
公共職業安定所	離職票、失業手当、求職に関するものなど	
大阪労働局雇用均等室	育児・介護休業、女性問題等	
大阪労働局総務部企画室	労働条件引下げ、配置転換等 どこの相談窓口につなぐのかが不明である事案の相談窓口	

《通報時の受付時の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
受付時の対応 個人情報の保護	(2) 受付記録の作成 を参照【本ガイドライン P52-P53】	
公益通報者に対する 保護規定	(3) 通報時の受付時の対応 を参照【本ガイドライン P78-P79】	

(4) コアメンバー会議による対応方針の協議

本ガイドライン P54 - P55 「2 緊急性の判断と安全確保」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意してください。

《通報時の受付時の対応における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
コアメンバー会議の 開催	2 緊急性の判断と安全確保 を参照【本ガイドライン P54-P55】	

2 担当課・大阪府等による事実確認

通報等を受けた担当課・大阪府は、通報内容等の事実確認や障害者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、担当課について速やかにはコアメンバー会議を招集した上で緊急性の判断を行うとともに、大阪府（事業所所在地の都道府県）と連携し、また大阪府については直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

《利用者による障害者虐待事案において、調査・確認すべき項目例（参考）》

項目	確認すべき項目	確認欄
障害者本人への 主な調査項目	虐待の種類や程度	
	虐待の事実と経過	
	障害者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握	
	障害福祉サービス等の利用状況 障害者の生活状況等	
事業所への 主な調査項目	当該障害者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等	
	虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等	
	通報等の内容に係る事実確認、状況の説明	
	職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項	
調査を行う際の 留意事項	客観性を高めるために、原則として2人以上の職員による訪問調査を実施すること。	
	医療の必要性が疑われる場合には、看護師等が立ち会うこと。	
	障害者、事業所に対し、訪問の目的や調査事項、障害者の権利などについて十分な説明を行うこと。	
	障害者や事業所の権利、プライバシーについて十分配慮すること。	

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある利用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書（事実確認チェックシート：様式 4）を作成して管理職の確認をとります。

ここで、利用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例：事業所の苦情担当者又は第三者委員会、労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、調査報告書をもとに適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

3 ケース会議開催による援助方針の決定

調査の結果、利用者による障害者虐待が疑われる場合には、ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

利用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、府を経由して、大阪労働局に報告します。

第Ⅲ部 障害者虐待防止ガイドライン

第7章 使用者による障害者虐待への対応

4 大阪府（障がい福祉室自立支援課 就労・IT 支援グル

《ケース会議開催時における留意点》

項目	参照するページ	確認欄
ケース会議の開催	5 ケース会議の実施 を参照【本ガイドライン P62-P64】	

4 大阪府（障がい福祉室自立支援課 就労・IT 支援グループ）への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています

（障害者虐待防止法第 23 条）

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市から大阪府（障がい福祉室自立支援課 就労・IT 支援グループ）へ通知することになります。この場合、労働相談票（使用者による障害者虐待）（様式 12）を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市から府を経由して大阪労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

5 都道府県から都道府県労働局への報告（参考）

《資料》市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成 24 年 12 月：厚生労働省 障害福祉課）

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局総務部企画室に報告します。

（障害者虐待防止法第 24 条）

なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局総務部企画室に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局総務部企画室への報告に当たり労働相談票（使用者による障害者虐待）を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局総務部企画室に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

《大阪府及び大阪労働局に通知・報告すべき項目等（参考）》

通知・報告すべき項目	確認欄
事業所の名称、所在地、業種及び規模	
虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況 及び雇用形態	
虐待の種別、内容及び発生要因	
虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係	
大阪府及び泉南市が行った対応	
虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容	

6 都道府県労働局による対応（参考）

〈資料〉市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年12月：厚生労働省 障害福祉課）

都道府県から報告を受けた都道府県労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、利用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供します。

7 市や大阪府による障害者支援

利用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は大阪労働局が、障害者に対する生活支援などについては泉南市や大阪府が担当することとなります。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、両者が十分に連携することが重要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（障害者虐待防止法第26条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

8 利用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、利用者による障害者虐待の状況、利用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。

（障害者虐待防止法第 28 条）

《利用者による障害者虐待事案において、公表される項目等（参考）》

公表される項目	確認欄
虐待があった事業所の業種及び規模	
虐待を行った利用者と被虐待者との関係	

【障害者虐待防止法施行規則（厚生労働省令第 132 号）第 7 条】

1 高齢者虐待・障害者虐待に係る主な通報先一覧

(1) 高齢者虐待に係る通報先

	電話	FAX
泉南市長寿社会推進課 高齢福祉係	072-483-8253 (閉庁時間は、宿直室につながり、 担当へ連絡します)	072-480-2134 (内容確認は開庁日)
地域包括支援センター なでしこりんくう	072-485-2882 (平日・土曜日午前9時～17時)	072-485-2883
地域包括支援センター 六尾の郷	072-484-8668 (平日午前8時30分～17時30分)	072-484-8664

(2) 障害者虐待に係る通報先

■障害者虐待に係る通報先

	電話	FAX
泉南市障害福祉課 (泉南市障害者虐待防止センター)	072-483-8252 (閉庁時間は、宿直室につながり、 担当へ連絡します)	072-480-2134 (内容確認は開庁日)
大阪府障がい者権利擁護センター ※使用者(雇用先)での虐待の場合	06-6944-6615<FAX兼用> (平日午前9時～18時)	

■泉南市内相談支援機関

	電話	FAX
せんなんピアセンター	072-482-0114	072-482-2117
せんなん生活支援相談室	072-483-9900	072-483-9553
泉南フレンド	072-485-1553	072-485-1553
泉南市社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)	072-482-1027	072-482-1618
広域福祉課	072-493-2023	-

■泉州各市町障害者虐待防止センター

	電話	FAX	夜間連絡先
和泉市	0725-99-8133	0725-44-0111	0725-41-1551
高石市	072-265-1001 (内1331・1333・1335)	072-265-3100	072-265-1001
泉大津市	0725-33-1131	0725-33-1270	0725-33-1131
忠岡町	0725-22-1122	0725-22-1129	0725-22-1122
岸和田市	072-423-9469	072-431-0580	電話:072-423-2121 FAX:072-423-2727
貝塚市	072-433-7012	072-433-1082	-
熊取町・泉佐野・田尻町 基幹相談支援センターりんくう	072-468-7885	072-468-7886	
熊取町	072-452-6289	072-453-7196	-
泉佐野市	072-463-1212	072-463-8600	-
田尻町	072-466-8813	072-466-8841	-
阪南市	072-471-5678	072-471-1038	072-471-5678
岬町	072-492-2700	072-492-5814	072-492-2001

■大阪府関係機関

(養護者による虐待に関する窓口) 障がい福祉室地域生活支援課 地域生活推進グループ	TEL:06-6944-6671 FAX:06-6944-2237
(施設従事者等による虐待に関する窓口) 障がい福祉室生活基盤推進課 推進グループ	TEL:06-6944-6696 FAX:06-6944-6674
(使用者による虐待に関する窓口) 障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ	TEL:06-6944-9177 FAX:06-6942-7215
大阪府障がい者自立相談支援センター	06-6692-5261(平日午前9時～17時45分)
大阪府こころの健康総合センター	06-6691-2811(平日午前9時～17時45分)
(社会貢献事業窓口) 大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室	TEL:06-6762-9488 FAX:06-6762-9472
泉佐野保健所	072-462-7701(平日午前9時～17時45分)

第Ⅳ部 資料編

2 高齢者虐待・障害者虐待対応に係る様式集

2 高齢者虐待・障害者虐待対応に係る様式集

各様式の詳細は、別冊の様式集を参照してください。

(1) 虐待相談受付シート【様式 1-1・1-2】

The image displays three sample forms for abuse consultation reception. The first two, labeled '様式 1-1 (適)' and '様式 1-2 (適)', are for '泉南市高齢者虐待相談受付シート' and '泉南市障害者虐待相談受付シート' respectively. They contain detailed fields for recording case information, including dates, locations, and descriptions of incidents. The third form, '様式 1-3 (適)', is a simpler '泉南市高齢者・障害者虐待相談受付シート'.

(2) リスクアセスメントシート 【様式 2】

(3) コアメンバー会議シート【様式 3】

The image displays two sample forms. The first, '様式 2', is a '高齢者・障害者虐待リスクアセスメントシート' (Risk Assessment Sheet) with a table for evaluating risk levels across various categories. The second, '様式 3', is a 'コアメンバー会議シート' (Core Member Meeting Sheet) with a table for recording meeting details and decisions.

(8) 虐待対応支援計画書【様式8】

(9) モニタリングシート【様式9】

(10) 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）【様式10】

(11) 養介護施設従事者等による障害者虐待について（報告）【様式11】

(12) 労働相談票 (使用者による障害者虐待) 【様式 12】

The image shows three variations of the '労働相談票 (使用者による障害者虐待) 様式 12-12' form. The first form on the left is the most detailed, containing numerous checkboxes, dropdown menus, and text boxes for recording specific details of the abuse and the worker's situation. The middle form is a simplified version, focusing on the core information needed for a consultation. The third form on the right is the simplest, providing a large open space for the worker to describe their problem in their own words.

泉南市

高齢者・障害者虐待防止ガイドライン

発行：泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課・障害福祉課

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

TEL：072-483-8253（長寿社会推進課）・483-8252（障害福祉課）

e-mail：kaigo@city.sennan.lg.jp（長寿社会推進課）

kousyou-f@city.sennan.lg.jp（障害福祉課）

発行年月：平成25年4月

策定協力：(株) ジャパンインターナショナル総合研究所
